

昭和52年8月22日開会
昭和52年8月23日閉会

和泉市議会第1回臨時会会議録

第 3 号

和 泉 市 議 会

22 23 24 25 26

和泉市議会第1回臨時会会議録目次

昭和52年8月22日 (第1日目)

○ 出席議員、欠席議員	1頁
○ 議事説明員その他	1頁
○ 議事日程	2頁
○ 開会宣言 (午前10時35分)	3頁
○ 会議録署名議員 (木下甲子三君、富山敏治君、池辺秀夫君)	3頁
○ 市長開会あいさつ	4頁
○ 会期の決定 (8月22日～23日 (2日間))	4頁
○ 日程第1 財産取得について (市立 (仮称) 光明台第1小学校用地)	4頁
○ 日程第2 財産取得について (市立 (仮称) 光明台中学校用地)	一括上程 10頁
○ 日程第3 工事請負契約締結について (市立 (仮称) 光明台第1小学校 新築工事)	11頁
○ 日程第4 工事請負契約締結について (市立 (仮称) 光明台中学校新築 工事)	一括上程 15頁
○ 日程第5 工事請負契約締結について ((仮称) 和泉第4団地C プロック 建設工事)	15頁
○ 日程第6 工事請負契約締結について ((仮称) 和泉第4団地D プロック 建設工事)	一括上程 24頁
○ 自然流会 (午前11時49分)	24頁

昭和52年8月23日 (最終日)

○ 出席議員、欠席議員	25頁
○ 議事説明員その他	25頁
○ 議事日程	26頁
○ 開会宣言 (午前10時17分)	27頁
○ 日程第1 和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 の一部を改正する条例制定について	27頁
○ 日程第2 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制 定について	一括上程 47頁

- 日程第3 和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定 47~52頁
について
- 日程第4 昭和52年度和泉市一般会計補正予算（第3号） 52~78頁
- 閉会宣言（午前11時55分） 78頁
- 市長閉会あいさつ 78頁
- 議長閉会あいさつ 78頁

昭和52年8月22日午前10時和泉市議会第1回臨時会を和泉市役所議場に招集にした。

出席議員(24名)

1番	寺田 茂君	15番	横田 憲治郎君
2番	天堀 博君	16番	木下 甲子三君
3番	橋本 佳行君	17番	富山 敏治君
5番	仁井 明君	18番	池辺 秀夫君
6番	大谷 昌幸君	20番	田中 包治君
7番	金沢 勝君	21番	直村 静二君
8番	成田 秀益君	22番	勝部 津喜枝君
9番	松下 定君	23番	三井 正光君
10番	山口 義一君	25番	竹内 修一君
11番	上代 卵之松君	26番	柳瀬 美樹君
12番	藤原 要馬君	27番	竹下 義章君
13番	赤阪 和見君	28番	坂上 國治君

欠席議員(2名)

19番	貝端 博治君	29番	藤原 利一君
-----	--------	-----	--------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市助役	池田 忠雄	同和対策部次長	生田 稔
参与兼建設部長事務取扱	坂口 禮之助	市民部長	内田 繁
市長公室長	中塙 白	市民部次長	中西 淳富
市長公室次長兼企画室長	西川 喜久	福祉事務所長	青木 季之
秘書広報課長	杉本 弘文	産業衛生部長	山本 俊兼
財務部長	竹田 明郎	産業衛生部次長	富田 宏之
財務部次長兼財政課長事務取扱	吉岡 昭男	建設部次長	森 保
同和対策部長	麻生 和義	改良事業部長	林 德次
	佐原 行雄	改良事業部次長	逢野 一郎

解放総合センター所長 兼総務課長事務取扱 用 地 担 当 理 事 土地開発公社事務局長	萩 本 啓 介	教 育 委 員 長	堀 内 由 延
用 地 担 当 參 事 土地開発公社事務局次長	西 川 武 雄	教 育 長	葛 城 宗 一
病 院 長	岩 井 益 一	教育次長兼管理部長	広 岡 史 郎
病 院 事 務 局 長	竹 林 淳	教育次長兼指導部長	乾 武 純
病 院 事 務 局 次 長 兼 庶 務 課 長	平 野 誠 蔵	管 理 部 次 長	松 村 吉 翁
水 道 部 長	藤 原 光 夫	指 導 部 次 長	鈴 本 昭 夫
水 道 部 次 長	田 中 稔	選挙管理委員会委員長	味 谷 日 吉
消 防 長	福 本 喬 久	選挙管理委員会事務局長	岸 田 秀 仁
消防本部次長兼消防署長	湯 川 行 雄	監 察 事 務 局 長 兼公平委員会事務局長	向 井 洋
収 入 役 員 務 代 理 者	北 野 敦 雄	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行

※各課長級は議案等必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野 满男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	宇 沢 清
次 長	吉 田 種 義
議 事 係 長	西 垣 宏 高
議 事 係 長	佐 士 谷 庄 一
議 事 係 長	山 本 雅 俊

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和52年和泉市議会第1回臨時会議事日程

(8月22日)

日程	種別及び番号	件	名	摘要
1	議 案 第40号	財産取得について（市立（仮称）光明台第1小学校用地）		P. 1

2 議 案	第41号	財産取得について（市立（仮称）光明台中学校用地）	P. 3
3 議 案	第42号	工事請負契約締結について（市立（仮称）光明台第1小学校新築工事）	P. 5
4 議 案	第43号	工事請負契約締結について（市立（仮称）光明台中学校新築工事）	P. 7
5 議 案	第44号	工事請負契約締結について（（仮称）和泉第4団地Cブロック建設工事）	P.10
6 議 案	第45号	工事請負契約締結について（（仮称）和泉第4団地Dブロック建設工事）	P.12
7 議 案	第46号	和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	P.14
8 議 案	第47号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	P.18
9 議 案	第48号	和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	P.46
10 議 案	第49号	昭和52年度和泉市一般会計補正予算（第3号）	P.51

（午前10時35分開議）

- 議長（坂上國治君） おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには公私何かとお忙しいところ御出席を賜わりましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

それでは、これより昭和52年和泉市議会第1回臨時会を開催いたします。

-
- 議長（坂上國治君） それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

（市会事務局長報告）

- 市会事務局長（宇沢清君） 御報告申し上げます。
ただいま御出席の議員さんは23名でございます。欠席の届け出の議員さんは貝淵博治議員、藤原利一議員の2名でございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、23名でございます。
- 議長（坂上國治君） ただいまの報告どおり、出席議員数23名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

-
- 議長（坂上國治君） 会議録の署名議員を16番、木下甲子三君、17番、富山敏治君、18

番、池辺秀夫君、以上3名の方にお願いいたします。

なお、本日の議場に出席を求める者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

○ 議長（坂上國治君） この際、市長のあいさつを許可いたします。

（市長あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 一言、ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに昭和52年第1回臨時会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては残暑なお厳しさ折、なおまた、公私何かとお忙しいときにもかかわりませず御出席いただき、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本臨時会におきまして御提案申し上げまつた議案は、財産取得について2件、工事請負契約締結について4件、条例の一部を改正する条例制定について3件と、昭和52年度和泉市一般会計補正予算の計10議案でございます。議案の内容につきましては、後ほど御説明申し上げますが、何とぞ慎重御審議賜り御可決いただきますようお願い申し上げまして、はなはだ簡単でございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（坂上國治君） 市長のあいさつが終わりました。

この際、お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の決定に基づきまして、本日と明23日の2日間と決定いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本日と明23日の2日間と決定いたします。

○ 議長（坂上國治君） それでは、これより日程審議に入ります。日程第1及び日程第2は、いずれも「財産取得について」であり相関連いたしますので、これを一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第40号

財産取得について

市立（仮称）光明台第1小学校用地として、次の用地を取得するについて、和泉市議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は、処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

昭和52年8月22日提出

和泉市長 池田忠雄

1 土地の所在地、種別、数量

大阪府和泉市光明台3丁目8番1号

宅地 22063m²

2 取得予定価格 43464110円

3 取得の相手方 東京都千代田区九段北1丁目14番6号

日本住宅公団

大阪市城東区森之宮1丁目6番85号

日本住宅公団関西支社

理事支社長 扇谷弘一

議案第41号

財産取得について

市立（仮称）光明台中学校用地として次の用地を取得するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

昭和52年8月22日提出

和泉市長 池田忠雄

1 土地の所在地、種別、数量

大阪府和泉市光明台1丁目40番1号

宅地 27002m²

2 取得予定価格 53193940円

3 取得の相手方 東京都千代田区九段北1丁目14番6号

日本住宅公団

大阪市城東区森之宮1丁目6番85号

日本住宅公団関西支社

理事支社長 扇谷弘一

- 議長（坂上國治君） 提案理由の説明を願います。
- 教育次長（広岡史郎君） ただいま一括御上程いただきました議案第40号及び議案第41号「財産取得について」の提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

かねてから日本住宅公団が推し進めてまいっております和泉都市計画光明池新住宅市街地開発事業による住宅建設に伴って、第1次入居が明年3月末の予定で開始されます。これに対処してこのたび、義務教育施設の整備として小学校、中学校それぞれ1校を新設いたたく、両校の学校用地を取得するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

次に、2議案の内容の御説明を申し上げます。議案第40号でございますが、市立（仮称）光明台第1小学校用地として、光明台3丁目8番1号、宅地22,063m²を43464,110円の予定価格で、議案41号は、市立（仮称）光明台中学校用地として、光明台1丁目40番1号、宅地27,002m²を53193,940円の予定価格で、いずれも日本住宅公団より取得しようとするものでございます。

なお、両校用地とも1m²当たりの価格は1,970円、1坪当たりの価格は6,512円余でございます。

以上、議案第40号及び議案第41号「財産取得について」よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上國治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 2番（天堀博君） まず、簡単な面から聞いておきたいですが、小学校のもう1校は別として、これで学校用地はすべてなのかどうかということと、通常、すぐに開校と同時というか、そういう形で取得するのかどうか。これは国庫補助金などの裏づけの問題もあると思うんですけども、今回の場合は、内容内訳はそれぞれ補正予算の歳入歳出で出ておりますので、その方を見せていただければわかるんですけど、国庫補助金はすでにしているというか、確約できているのかどうか、その点はどうかということです。

それから、坪当たり6,512円余ということですが、特別の何か配慮というか、いろんなことがなされているのかどうかということです。

それらの点をまずお聞きして、後でまたお聞きしたいと思うんです。

○ 議長（坂上國治君） 答弁。

○ 教育次長（広岡史郎君） 第1番目の御質問でございますが、明年3月から入居開始いたします賃貸及び特別分譲住宅810戸に対しての今回の学校用地の取得並びに建設でございます。

なお、57年度末までの公団が推し進めてまいります入居計画にあわせて、第2小学校の建設もあり得るということでございます。

それから今回、国庫補助金を得ての用地取得でございますけれども、御承知の和泉市は人口急増市町村に指定されており、義務教育施設整備の補助金交付要綱に基づきまして、今回、用地販賣についての補助金を得られるということ 確約を得ております。補助対象額は用地の面積と単価に、補助率は0.7%、それを3分の1ずつ3カ年間に補助されていくという形をとります。

なお、平米当たり単価1,970円という価格は、すでに開発されました鶴山台南小学校及び北小学校の用地の取得と同額でございます。これは美野土地改良区のため池処分価格をもって当初の公団との協定をそれぞれ延長させていただき、今回も適用を受けたということでございます。

○ 2番（天堀博君） いまお聞きした点ではそういうことで結構だと思うんですが、開発事業対策特別委員会でいろいろこの光明台の学校用地だけでなく、全体の問題が出ておりますので、それに関連してちょっと聞いておきたいんですが、これは後の工事契約にも多少関連をいたしますが、学校の上もの、いわゆる校舎、講堂等とも合わせて公団から市に対してお金が出るというか、これは整造成費用ということで出しておりますが、この辺の内訳をひとつ聞いておきたい。というのは、全体の総費用、用地費とか造成費、建築に要する費用等、いわゆる学校が何ぼで建つかということです。これは当面2校についてですが、その中の起債なりの財源内訳その辺をまずお聞きして、そして整造成費用が向こう持ちという形になつておりますので、その辺もわれわれが、どう解釈したらいいのか、その点をお聞きしておきたいと思います。

それから、前の開発事業対策特別委員会で出ておりますが、整備造成費用として小学校2校、中学校1校合わせて3億4千210万円、この点については、極端に言うて、すでに市の方に入ってるのかどうか、あるいは今後入る見込みかどうか、こういう点についても、あわせて確認も含めて聞いておきたいと思います。

○ 教育次長（広岡史郎） 光明池新住宅市街地開発事業によって今回、和泉市が施行する関連公共公益事業がたくさん盛り込まれております。その中で公団との間に協定書を交わしまして幾つかの項目がありますが、特に義務教育施設の光明台小学校、中学校関連で整造成費用という形で挙がっております。小学校、中学校いずれの場合も校庭の整備及び擁壁の築造並びに外

さくの整備、それから通用門、校門の整備という形で、あくまでも概算ですが、現段階で8億4千200万円の見積もりがされております。

それから、起債等の関係でございますが、本事業は、公団の立てかえ施行という形でもつてまいりまして、5年据え置き、20年償還という形で、資格を得ました教室の国庫補助対象となつた場合、一般会計で償還していくという形をとりたいと思います。

それから、整造成費の金が入ってるかどうか、いまの段階では全く施行しておりません。いずれ公団側が施行するか、和泉市が施行本体となつて施行するか、そこらの細目についても取り決めていきたいと思います。

○ 2番（天堀博君） その整造成費用は市の方へ入ってくるわけですか。財政の方も多少関係してくると思うんですが、先ほど言ったように、学校を建てるのに総額で何ぼ要るということです。工事請負契約が後から出てきますので、それに関係いたしますが、小学校が8億400万円で契約するわけでしょう。この中に整造成費、校門、外さくとかも含まれてるのかどうかそういうこともお聞きしたい。ということは、含まれているということであれば、極端に言えば、金は金としてもらって開発事業収入ということで入れるんでしょうが、それで一般会計の方から必要な分だけ学校建築に回していく、起債、国庫補助をつけていく形にするのか。それとも、その分だけ別個に抜いてるということになつてはいるのか、その辺をお聞きしたい。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

施設につきましては、御承知の財政法を基本として市が施行するものでございます。ただ、便宜的に公団との協定の中で立てかえ施行という形で年6.5%の資金によって施設を行っていくわけでございます。そして、国庫補助の結びつきの段階で、あるいは起債等の財源をもつて買い取っていくことになります。そして、その中で当然、一般財源充当額相当分につきましては次長からお答え申し上げましたように、5年据置き、年6.5%で20年間にわたつて償還していくことでございます。したがつて、学校施設につきましては、他の小中学校と何ら変わりない、現行の補助制度によって運営していくわけで、便宜的に一時的立てかえ施行を公団が行つてい、その期間、6.5%の利子相当額を借用料として支払つていくこととございます。

なお、規模につきましては、最終の入居世帯の児童発生状態に伴つて整備してまいりたい。御承知の本団地は、129ヘクタールの面積の上に将来、4千戸、1万5千人の町づくりを行うというものでございまして、小学校2校、中学校1校を予定するものでございます。いずれ児童発生の推移等を勘案して年次計画で施行してまいりたい。かよう考えるものでございます。したがつて、現在では、小中ともにいずれも千名程度の規模の学校になるという考え方でござ

います。

ここで整造成費という名前で御指摘いただきました8億4千200万円でございますが、これは学校用地の造成工事費でございます。特に今回、契約等の協議の中で、運動場は運動場として使用可能なように整備する等々を含めて、あわせて擁壁、フェンス、校内等の設置も整造成費の中で行つてもらおうというものでございます。これは市が委託の形で施行するか、公団に直當でやつてもらおうかについては、事務レベルで今後詰めていくうというものでございます。したがって、学校施設につきましては一般校と何ら変わりありません。ただ、補助裏、起債裏の一般財源充当額については、5年据え置きの年8.5%、20年間にわたって公団に返していくということでございます。御理解いただきたいと思います。

- 2番（天堀博君） 後で聞くのは何ですから聞いてるんですが、後で出てくる8億400万円ですが、もう1回念を押しますが、小学校だけでは一校1億2千180万円という金額、これは含まれていないと解釈すればいいんですね。いわゆる運動場の整備とか外さく等々は。
- 教育長（葛城宗一君） そのとおりでございます。
- 議長（坂上國治君） 他に。

- 15番（横田憲治郎君） 若干、規模の問題が出ましたので、私はちょっと聞いておきたいんですが、小学校20263m²、中学校27,002m²、大体千名程度の学校やという教育長の答弁でしたが、既存小学校の用地の格差がひどい中で、適正規模というものは用地の問題だけにしぼつて確認させていただきたいと思います。

20263m²、千名という児童生徒を対象にした、いわゆる適正期模といふに理解しているのかどうか。私ども素人でございますが、700人から750名という一校の適正規模からこの当該面積が適正規模なのかどうか。答弁によりますと、千名程度の児童数が適正規模、その点、現状の小学校の用地が非常に狭いであるという中でかなりの面積を有し、格差がある。新たに施行するとはいえ、市内の小学校として立地していく立場から、やはり全き用地取得であることを目指す意味から、この際、その点を確認をしておきたいと思います。

- 教育次長（広岡史郎君） 小学校の建設に当たりましては、新設の場合特にそうですが、運動場等の整備が常に問題になってくるわけです。当然、学校敷地の中に校舎並びに体育館、プール等々のあらゆる施設が張りつけられるわけですが、文部省の方では学級数に対する運動場いわゆる児童一人当たりの運動場という形で一つの基準を定めています。仮に千名の小学校を想定する場合、約1万程度の運動場を確保しなければならないという基準がございます。この基準は、和泉市の場合にはほとんど適用されず、それよりも比較的小さい現状でございます。

現実、既設の 16 小学校を見ますと、一番大きい学校敷地を持つておりますのが緑ヶ丘小学校の 21,831m²、2 番目は鶴山台南小学校の 21,472m²、3 番目は鶴山北小学校の 20,737m²でございます。今回、光明台第 1 小学校が開設開校されるといたしますと、第 1 番にランクされるということになります。

○ 15 番（横田憲治郎君） 新設校はかなり余裕を持つていろいろなことは私ども、存念していますが、適正規模が千名という数値が出てきたので、また、いまの文部省の教室数とかいろいろな施設から、運動場の面積は千人で 1 万という話も出ましたので、そういう手法で 27,000 という数字が出てきたと確認してよろしいです。もちろん、中学校は千という答弁は望ましくない、もう少し的確な見通しを持っておいてほしいのですが、小学校 2 つで千、千と単純に考えられ、中学校は体の大きい子たちがまた千人、こういう形で果たして適正な用地確保を期しているのかという問題なんです。ばか念かもしれません、そういう面からも確保はできていると確保してよろしいです。教育長、答弁してぐるんやつたら、千名が適正規模なのかどうかということです。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

規模の上から申し上げまして、従来、小学校においては、800 名前後が適正規模だと申し上げてきましたが、実は、学級基準の適正規模については、文部省理想レベルでは、考え方としては古い規定ですが、24 学級を基準とするということでされております。当時、1 学級当たり 50 名ですが、年々、1 学級当たりの標準が下がり、6 年前に改定されて 45 名に減っていること等から考えて、学校の教育指導、行事面等の活動をあわせ考えるとき、理想としては、800 名から千名が適正規模であると言われておるものでございます。

したがって今回、公団の住宅を 4 千戸として、文部省基準による子供の発生数を 0.45 ですが、一応、新世帯のことと、しかも、2 階建て以下の分譲住宅が多いことでございますので 0.5 と見て、2 千名が発生するのであろうという規模に立って用地取得を定めてあるものでございます。いろいろ御指摘もあるうかと存じますが、この工事については、当該公団の開発されようとする住宅の種別からいって、現在、いろいろ御指摘いただいております鶴山台の二の舞を繰り返すことのないよう十分検討したいと思っておりますので、御理解いただきたいと考える次第でございます。

○ 議長（坂上國治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第 40 号、第 41 号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（坂上國治君） 次に日程第3及び日程第4はいずれも「工事請負契約締結について」であります。相関連いたしますので、これを一括議題といたします。
議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第42号

工事請負契約締結について

市立（仮称）光明台第1小学校新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和52年8月22日提出

和泉市長 池田忠雄

1 契 約 の 目 的	和泉市立（仮称）光明台第1小学校新築工事
2 契 約 者	和泉市長 池田忠雄
3 入 礼 の 方 法	指名競争入札
4 契 約 金 額	304,000,000円
5 契 約 の 相 手 方	和泉市旭町37番地の4 株式会社 竹内建設 代表取締役 竹内務
6 工 期	自 昭 和 年 月 日（議決の日） 至 昭和53年 3月15日
7 契 約 保 証 金	152,000,000円
8 保 証 人	和泉市北田中町219番地 大高建設株式会社 代表取締役 奥野喜八郎

議案第42号参考資料

市立（仮称）光明台第1小学校新築工事概要

1 工 事 場 所	和泉市光明台3丁目8番1号
2 敷 地 面 積	22,063m ²
3 工 事 種 別	新築

4 構 造 鉄筋コンクリート造1階、2階及び3階建・延床面積2,938.58m²
校舎棟・2階及び3階建 延床面積2,758.58m²
普通教室12・保健室1・職員室1・養護教室1・家庭科教
室1・理科教室1・音楽教室1・図書室1・その他
給食棟・平家建 延床面積180m²

議案第43号

工事請負契約締結について

市立（仮称）光明台中学校新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和52年8月22日提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 契約の目的 和泉市立（仮称）光明台中学校新築工事
2 契約者 和泉市長 池田忠雄
3 入札の方法 指名競争入札
4 契約金額 269,000,000円
5 契約の相手方 大阪市北区空心町1丁目70番地
株式会社 松村組
取締役社長 松村雄二
6 工期 自 昭和 年 月 日（議決の日）
至 昭和53年 8月15日
7 契約保証金 134,500,000円
8 保証人 大阪市東区両替町1-13
株式会社 藤木工務店
代表取締役社長 藤木銘三

議案第43号参考資料

市立（仮称）光明台中学校新築工事概要

- 1 工事場所 和泉市光明台1丁目40番1号
2 敷地面積 27,002m²
3 工事種別 新築

4 構造 鉄筋コンクリート造3階建塔屋付一部2階建
延床面積2538.52m²
校舎棟・2階及び3階建 延床面積2323.76m²
普通教室6・保健室1・職員室1・養護教室1・家庭科
室1・理科教室1・音楽教室1・技術教室1・その他
給食棟・平家建 延床面積160.6m²
自転車置場 延床面積15m²
吹抜渡廊下 延床面積34.16m²

- 議長（坂上國治君） 提案理由の説明を願います。
- 参与（中塚白君） それでは、議案第42号並びに第43号の提案理由及びその内容の御説明を申し上げます。

まず、議案第42号でございますが、本件は、市立（仮称）光明台第1小学校新築工事で、契約の相手方、和泉市旭町37番地の4、株式会社竹内建設代表取締役竹内務と契約金額3億400万円をもって、工期は、御議決の日より昭和53年3月15日までにて契約しようとするものでございます。

なお、工事概要は、鉄筋コンクリート造1階、2階及び3階建、延床面積2758.58m²で詳細は参考資料のとおりでございます。

続いて、議案第43号について御説明申し上げます。

本件は、市立（仮称）光明台中学校新築工事で、契約の相手方、大阪市北区空心町1丁目70番地、株式会社松村組取締役社長松村雄二氏契約金額2億6千900万円をもって、工期は、御議決の日より昭和53年3月15日までにて契約しようとするものでございます。

なお、工事概要は、鉄筋コンクリート造3階建塔屋付一部2階建、延床面積2323.76m²であり、詳細は参考資料のとおりでございます。

以上、2件につきまして、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

- 議長（坂上國治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 6番（大谷昌幸君） 長引く不況で、景気の浮揚策として現在、政府がいろんな土木工事の3カ月以上の前倒し契約をやっている中で、当和泉市は現在、工事関係が大変少ないと聞いております。その中で、この2つの工事のうち1件が和泉市外の業者に落札されてる。金額の点でやむを得ない点があったということの理解はできるんですが、こういうのは、できるだけ当市内の業者に工事の請負をやっていただくという措置はとれないものでしょうか、お答え願います。

- 議長（坂上國治君） 答弁。
- 参与（中塚白君） 御質問の趣旨については、十分われわれも理解しているわけでございまして、在来、工事請負契約につきましては、やはり和泉市内の業者優先という形でやってございます。たまたま、この工事につきましては、いろいろ住宅公団の関係もございまして、ほとんど大半が和泉市内の業者であったのですが、その中に2社程度市外の業者、同規模の業者が入っておったということで、御承知の本件は競争入札でございます。この関係で、たまたま市外の業者に落札されたというケースでございまして、今後とも、やはり御質問の御趣旨を十分体して進めていきたい、かように存じております。
- 議長（坂上國治君） 他に。
- 20番（田中包治君） 実は、私も関連して不思議に思うんですが、こういう不況の中で市外の業者である。これは次の議案でも出てくると思います。そちらを和泉市の行政として、調度品、その他についてもほとんど市外から買っておるということです。不況やなかつたらええと思うんですが、現在のような不況の中で、どうして地元業者を育成強化する方向でいけないのか。あなたの方の座ってるいす、机なんかもほとんど市外です。こういうふうにして地元業者を縮め出す方向で市が行政を行ってるとと思うんですが、その点はどうなんですか。
- 議長（坂上國治君） 答弁。
- 財務部次長（麻生和義君） お答え申し上げます。
- 調度品の関係につきましては、市の管財課を通じてほとんど購入しております。一部工事に関連するものは、工事費の中で調達いたしておりますが、その他の什器備品につきましては、管財課で一括しております。これらにつきましても建築工事同様、競争入札で施行しておりますので、そういう結果が生まれるということです。
- 以上でございます。
- 20番（田中包治君） あのね、私がはつきり言いたいのは、安く買うとなるのなら問題ないが、高いでしょう。非常に高い値で買つてるところに問題がある。競争入札だと言つてますが、実際は、地元業者よりも高い値段で買つてるんでしよう。この宅地造成の一つにしてもそうです。あなた方が低値、下値を出す。事前に商売人は談合するでしょう。お互いに低値を話し合いで決めてます。それが実態です。調度品1つにしても、市販よりも高く買つとるんやないかと言つている。商売人が談合した後の結果がこれでしよう。私はそう考えざるを得ない。そして、持ち回りでやられているが、そちらに問題があるんやないかと思う。
- 現在のような不況の中で、地元業者をどうして育成するか、もう少し温かい方向でなぜみでやつてくれないのかと言つてる。これはお答えをもらおうとは思つてませんが、これ一つとつ

てもそうです。次のブロック問題でもそうです。なぜ大阪あたりの業者にやらせないかんのか。
現在、それほど仕事はありませんよ。調度品なんか全然出てこないから何をやってもわからな
いということではなく、そういうことがあるから言つてます。

- 議長（坂上國治君） 他に。
- 17番（富山敏治君） 本2件について、2865万円の保証金が納入されてるわけですが、
これは現金なのか、有価証券なのかお聞きしたいと思います。
- 建設部次長（森保君） 有価証券です。
- 17番（富山敏治君） それは有価証券であるならば、どこが収入してますか。収入役
室ですか。
- 建設部次長（森保君） 収入役室です。
- 17番（富山敏治君） 了解。
- 議長（坂上國治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お詫びいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第42号及第43号を原案どおり可決決定いたします。

-
- 議長（坂上國治君） 次に、日程第5及び第6は、いずれも「工事請負契約締結について」
であり、相関連いたしますので、これを一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗説）

議案第44号

工事請負契約締結について

（仮称）和泉第4団地Cブロック建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付
すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14条）第2条の規
定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和52年8月22日提出

和泉市長 池田忠雄

- | | |
|---------|---------------------|
| 1 契約の目的 | （仮称）和泉第4団地Cブロック建設工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 池田忠雄 |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札 |

- 4 契約金額 191,000,000円
 5 契約の相手方 和泉市北田中町219
 大高建設株式会社
 代表取締役 奥野喜八郎
 6 工期 自昭和 年月日(議決の日)
 至昭和53年6月30日
 7 契約保証金 9550000円
 8 保証人 和泉市府中町3-3-19
 株式会社 福本工務店
 代表取締役 福本恭一

議案第44号参考資料

(仮称)和泉第4団地Cブロック建設工事概要

- 1 工事場所 和泉市王子町103番地
 2 敷地面積 1850m²
 3 工事種別 新築
 4 構造 鉄筋コンクリート造4階建
 店舗付共同住宅24戸1棟(店舗6戸)
 延床面積1745m²

議案第45号

工事請負契約締結について

(仮称)和泉第4団地Dブロック建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の収得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和52年8月22日提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 契約の目的 (仮称)和泉第4団地Dブロック建設工事
 2 契約者 和泉市長 池田忠雄
 3 入札の方法 指名競争入札
 4 契約金額 188000000円

5 契約の相手方 大阪市浪速区浪速町東1-8-1
株式会社 櫻並工務店
代表取締役 櫻並昭

6 工期 自昭和 年 月 日(議決の日)
至昭和53年 3月31日

7 契約保証金 9400000円

8 保約人 大阪市東区瓦町5丁目20番1号
株式会社 間組大阪支店
専務取締役 支店長 土上三之丞

議案第45号参考資料

(仮称) 和泉第4団地Dブロック建設工事概要

1 工事場所 和泉市幸町84番地

2 敷地面積 1715m²

3 工事種別 新築

4 構造 鉄筋コンクリート造4階建
共同住宅24戸1棟 延床面積1531m²
道路(地区内5号線幅員9m) 延長 31m

- 議長(坂上國治君) 提案理由の説明を願います。
- 改良事業部長(林徳次君) それでは、ただいま御上程いただきました議案第44号及び議案第45号につきまして、私からその提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

まず、議案第44号でございますが、(仮称)和泉第4団地Cブロック建設工事を行おうとするものでございます。契約内容につきましては、契約の相手方、和泉市北田中町219に所在いたします大高建設株式会社代表取締役奥野喜八郎と契約金額1億9千100万円をもちまして、工期につきましては、御議決の日から昭和53年6月30日までといたしたく存ずるものでございます。

なお、参考資料の中にもございますように、工事概要を記載いたしております。簡単に申し上げます。

工事の場所は、Cブロックという表現で非常にわかりにくうございますが、王子町103番地でございまして、磯弥センターという市場の西隣りに前もって取得し、除却済みの土地がございますが、その地上に建設しようとするものでございまして、敷地面積は1850m²でど

ざいます。工事概要は、鉄筋コンクリート造4階建共同住宅24戸1棟でございます。

なお、張り出し店舗という、1階に張り出した形で6店舗を併設するという構造のものでございます。延床面積は、1,745m²でございます。

なお、この住宅は、住宅地区改良事業法に基づきまして建設しております改良事業の一環でございます。

引きまして、45号につきまして御説明申し上げます。

(仮称)和泉第4団地Dブロック建設工事でございます。契約金額は1億8千800万円でございまして、契約の相手方は、大阪市浪速区浪速町東1-8-1、株式会社榎並工務店代表取締役榎並昭と契約しようとするものでございます。工期は、御議決の日から昭和53年3月31日までいたしましたく存ずるものでございます。

同じく参考資料に掲げております内容につきましては簡単に御説明申し上げます。

Dブロックと申しますのは、幸小学校の北側の一角地、現在、御承知の一号線が一部、西上平街道に突き当たるところまで完成しておりますが、その東側に引き続き買収しております一角に、1棟24戸の共同住宅を建設しようと計画しておるものでございます。敷地面積は1,715m²、鉄筋コンクリート造4階建、延床面積1,531m²でございます。

なお、この工事請負の中には現在、西植平街道の拡幅計画がございまして、これを地区内5号線と仮称しております。その工事可能な部分につきまして、幅員9m、延長31mを築造しようとするものが含まれてございます。

以上、簡単ですが、両議案について提出理由並びに内容の御説明を終わります。よろしく御審議を賜りまして、御承認くださいますようお願い申し上げます。

- 議長(坂上國治君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 20番(田中包治君) いつも問題になるんですが、榎並が同和関連の事業をやってますが、よく出でるんですが。和泉の竹内建設、その他の建設業者がよその地方自治体の仕事をもううてるんですか。どのくらいの件数でどうなってるんですか、ちょっと聞きたいんです。
- 議長(坂上國治君) 答弁。
- 改良事業部長(林徳次君) 市内業者が他市においてどのような実績をもつてなのかということでございますので、きわめて簡単な知識しか持ち合わせてございません。ただ、市内業者もいま、御指名のある竹内建設については、他市におきまして、幾つかの工事請負に参加しておる実績は聞き及んであります。
- 20番(田中包治君) 当市の同和地区は、大阪府では一番大きいと思うんです。そういうと、竹内建設、その他があるのかないのか知りませんが、同じような方向であるとするならば

実績を踏まえて、こちらの人も向こうでやらなくては、こちらは1万程度の地区なんですね。その人の雇用条件というものの中で判断するならば、向こうからもらわないで、こちらがなせ契約するのかということです。1万人の人々の雇用条件、仕事をみてやるという一つの方向の中で判断するならば、よその仕事は請負うけれども、うちの地域の人はかまいませんという話は成立するんですか。

○ 改良事業部長（林徳次君） 確かにそれぞれの業者間におきまして、たとえば市外から和泉市にかなり実績を持つておる業者がございますと、何と申しますか、その業者の所属する特定の市と和泉市内の業者が、また、そういったお説のような平等という観点に立って乗り入れするということは、実際問題、行政間では話し合いがやられるという事実はないわけでございます。こういった実態を御覧願いたいと思います。お説の御趣旨は、全く否定するものではございません。

○ 20番（田中包治君） それなら、うちの指名業者から外したらどうですか。そして、同和行政なら同和の方向へ進まんと、和泉市というのは、やはり1万の地区の代表として、雇用条件、その他の問題を処理していかなければならぬ。それが横並ですか、そこではほとんどがやられておるんです。そうでしょう。それを和泉市はチェックできるんですね。チェックしない。和泉市の業者がよそへ行つて仕事をもらつておるから、うちも仕事を与えますというなら話はわかるんです。うちだけ与えて、うちの一番大きな地区の人々の仕事はないんだという実態の中で、なぜ向こうへ持っていくのか。和泉市の人々をなぜ使わいんですか。これでは血の通つた行政とは言えないと思うんです。それやつたら今後とめなさい。どうですか。

○ 改良事業部長（林徳次君） お説の点につきましては、先ほどの議案でも御質問がございましたのと同様の趣旨でございまして、参与からもお答え申し上げましたように、指名に当たつては、当然、原則的に市内業者を中心指名いたします。これは先ほど申し上げたとおりでございます。ただ、結果的に工事の規模、内容あるいは業者のランクによりまして、簡単にお説のような相互乗り入れができる場合がありまして、こういうふうな競争結果に相なつた次第でございます。その間の事情を御覧賜りたいと思います。

○ 議長（坂上國治君） 他に。

○ 21番（直村静二君） 3点ほど。第一に、この契約にありますCプロック、Dプロックということですが、具体的に場所の図面が載っておりませんのでわからないんです。この点について、図面を出すことができるかどうか。これは全体計画でCがあればD、DがあればBがあるというふうに一体の計画だと思うんです。だから、今まで共同店舗付住宅はどのように建てられ、これからどうなつていくかも含めて、A、B、C、Dの図面を提出してもらいたい。

これをひとつ約束できるかどうか。

○ 議長（坂上國治君） 答弁。

○ 改良事業部長（林徳次君） 確かに、その点は私も提案理由で申し上げましたように、こういった表現では、内容等おわかりにくいということで、大変簡単な御説明で失礼をおわびいたします。後ほど、図面の提出ということでございましたら、提出いたします。

○ 21番（直村静二君） 2番目に確認しておきたいんですが、だれが入るのかということです。共同店舗に入る対象です。住宅もあり店舗もある。そうすると、対象者は和泉市の公共用地にて提出して立ち退きしなければならないという人が主なのか。そうじやなく、そこの住宅地区で商売しておられた方、借地権者、借家の場合は改良住宅に入ると認識してますが、お店をやってる市内の方々がここへ入るのか。さらに、対象としての業者の数が少ないが24戸になっているのか、その辺の計画が明らかでない。C、Dともそれだけの対象があつたのか、内容はどうなのか、これもひとつきちんとおきたい。個人別の名前はともかくとして、だれがどういう基準で入れるのか。そのためこれだけのけたばきだということですか。

○ 改良事業部長（林徳次君） まず、御質問の第1点でございますが、建設をしておる住宅を含めてでございますが、C、D2つのブロックの入居対象者の確認ということで理解するものでございます。

住宅につきましては、改良事業法の適用を受けまして、第1団地以来、何回かお答え申し上げましたように、全く改良法の基本を踏まえて細かい入居要綱等をつくり、その基準どおり厳正に執行しておるものでございます。

なお、店舗についても、先ほど御説明申し上げましたように、併設店舗でございまして、改良法に基づく範囲での店舗でございます。あくまでも、改良住宅の規制枠内の店舗運営をしております。こういった基本的性格を持っております。店舗入居者も住宅入居者と同じように規制を受けます。具体的には、私の用地課で買収協力等の依頼を行っておりますが、その中で買収協力契約が終わりまして、除却することに相なりましたうちの店舗経営者が、その権利をこの改良店舗へ移ることによって保障されるということでございまして、適当に地区内の店舗経営者の希望があれば入れるということではございません。住宅と全く同じ規制の中で運用されております。

第2点は、店舗数等非常にむずかしい問題でございまして、膨大な地域に店舗の大小がございます。商工課サイドで専門的な委託調査も行い、最終的には住民意識調査も行いまして、そのデータをもとに将来計画を現在持つてございますが、その部分の事業認可を本年度中に、御承知の4.8ヘクタールの全区域にとらなければならない年次にきておりますので、その最終

的な数値の計画、計算上の誤差のないように店舗計画を一部修正してございます。

ただ、抽象的な説明でおわかりにくいと思いますが、この磯弥センター周辺の店舗につきましては、磯弥センター西側のCブロック6店舗、未確定ではございますが、この東側にも同じように集中的な、地区センター的な形で8~10店舗を張りつける予定をしております。

こういった地域の町づくり計画にあわせまして、この地域に大体3ブロック、3つの商店を集中的に配置し、あとは軒先店舗、内職程度併用でやられてる実態に見合うような軒先店舗の必要戸数を配置することによって、店舗のスムーズな移転を行いうということでございます。

- 21番(直村静二君) 地域住民の立場に立ってこの同和事業建設でございますので、私は細かい点は言いませんが、実際問題、業種変更なんてありますね。たまたま自分は対象であっても業種が合わないとか、入るのはいやだという人もある。それはともかくとして、もっと関係セクションできっちりとわれわれにも見せてもらいたい。

次は、この共同店舗については、市の公共物になつてますから、具体的には家賃、また店舗のたな代といふか、前にも聞いておりますが、金額は変更されるのか。現行、幾らで入つてもらうことになつてゐるのか。

- 改良事業部長(林徳次君) まだCブロックの家賃は未定でございます。建設の過程におきまして、必要な時期までに策定するという予定でございます。

なお、それだけではお答えになりませんので、御存知の(仮称)第3団地、現在の幸団地として一部完成し入居いただいておりますが、この辺についての概要を申し上げますと、店舗家賃につきましては別途、住宅とは別に根拠を設けまして、面積計算による方式をとつて家賃を決定させていただいております。一応、30m²までを基本にして4千円、30m²以上の広い店舗は平米割り計算で、平米当たり150円程度という基本を定めております。

なお、先ほど申し上げましたようないろんな形がございまして、店舗だけの集合体であるとか、住宅のげたばきの場合であるとか、また、御提案申し上げております張り出し部分等、構造形態の差もございます。それだけに対応する、非常に細かい内容は省略いたしますが、たとえば集合店舗の計画は2千円としたいという規定、基準によりまして、シビアに策定してあるのが事実でございます。

以上でございます。

- 21番(直村静二君) 関係セクションはあつてなきがどとく私は同和特別委員をやってますが、中身は全然わかりません。資料を出してほしい。

請負関係で市内の同建築者は入つてますか。第4団地の両方に入つてませんね。

- 改良事業部長(林徳次君) いわゆる登録されております会員の範囲内の同建築者というわ

けでございますが、落札いたしました業者は、大高建設と榎並工務店でございます。榎並工務店は同建業者、大高建設は市内の業者でございます。

○ 21番(直村静二君) 前の確認では、和泉市内の同和事業の建設は、厳然たるルールとして同建業者がやるんだという不文律がありますよという参与の答弁でしたね。私は市内の業者も同建業者も同様に扱うように、運営面では、参与のお答えでは、同和地区内の建設に入つてもらうよう努力するということだった。それでいくと、今回はどうなつてゐんかね。竹内建設は同建業者でしょう。これがなぜ光明池へ行かないかんのか。同建業者は、同和事業の建設に一生懸命にやることになつてゐる。和泉市は窓口一本なんです。同和地区内にそういう仕事がなければ、これは業者として形態を保ち、うんと努力するためにどこへ行つてもよろしい。しかし、こういうふうに明らかに同和事業の一環としてやつてあるところがあるので、そこを離れてなぜよそへ行くのか。部落解放のために一生懸命やつてゐる業者だということで聞これはいい。私は、これからまだ同和事業はどんどん進めていくのだから、市内の同建業者だけでは足らんだろうから、一般の業者も参加させるべきだと、市民合意の立場から言つてきた。しかしながらなかなかそはいかん。同建業者の厳然たるルールはあると言ひ、今度は、参与も若干問題もあるので、運営面で何とか均てん化していくということだった。

ここへ大高建設が入つたが、これはよろしい。しかし、肝心の同建の市内業者がなぜ光明台の小学校へ行かないかんのか。優先基準はやかましく言つてましたね。同和は普通的一般ではいかんとね。なぜよそへ行くのか。こういう点が、私はどっちに転んでも筋が通らないと思う。いまの市の行政はなつてないと言いたい。あるときは、同建のルールがあるのでやむを得ないと言って市内業者を排除した。だんだん問題になつてきて、今度は値のええ方へ行つた。市内の業者を一部入れてある。

本来、同和事業の推進につきましては、地区内の業者の育成からよりよくやるんだという点からいって、私はどこの仕事をしたらいかんとは言つてない。同建業者であろうとなかろうと、和泉市内で仕事をしようと堺市で仕事をしようとかまわぬ。制限事項もありませんからね。しかし、最初はみずから同和地区内の仕事をついてはやるんだという原則の上に立つてきたのに、今度は一般的のところへ行つた。片方は直がええ。これでは余りにふぐあい悪いんやないかと指摘したい。

いま、幸地区内で学校とかを建てるこつとができる、実績のある業者は何軒ありますね。8軒あるのなら3つに張りつけたらええ。なぜ榎並まで行かないかんのか。そのところをはつきりして下さい。市内業者の育成、あわせて同和地区内の業者の育成、そして、窓口一本で優先権があるんだと言つておつたので、この際、はつきりしておかないかんのと違うか。何軒おり

ますね。

- 改良事業部長（林徳次君） 最後の御質問だけでいいんですか。
- 21番（直村静二君） はい。
- 改良事業部長（林徳次君） 先ほど申し上げましたように、規模、内容によってやられる業者が何軒あるか、異なってまいります。少なくとも、御審議願っております2つにつきましては、和泉市内の正会員同建業者の中では一社程度しかございません。
- 21番（直村静二君） 市内の同建業者でこういう1億何ぼの仕事ができるのは1社しかないということですが、その1社の竹内建設はあちこちでやつとるわけです。市立体育館もやつたのに、それがなぜよそへ行ったのか。このルールをはつきりしてもらわんといかん。仕事が出てくれば優先して取る。しかし、同和事業以外に値のええものがあつたら行く。同和事業の建設は逃げる。ほかの人が入ってるという、これがわからない。市長、はつきり答弁しなさい。
- 参与（中塚白君） 私、前々から直村議員さんの御指摘の点につきましてはお答え申し上げるのはすでございます。その御趣旨は御理解できてると思います。ただ、先ほどから業者名が挙がってございますので、あえて私から申し上げますが、竹内建設はよその業者という御認識かと思いますが、そうではなく、少なくとも同建ルールと申しますのは、同建業界で決まつておるルールでございます。同建ができた時点では、各市ともそのルールに従つて引き受けますということで、大阪府下すべてがそのルールに従つてやってございます。これは御承知だと存じます。このルールから申し上げますと、同和事業をやる場合は、正会員もしくは準会員をもつて充てるということでございます。私の方で現在、準会員というのほどざいません。現在正会員として登録をされておるのは4業者でございます。

しかしながら、現在の情勢からまいりますと、少なくとも、同和事業が和泉市全体の事業のかなりのウエイトを占めてございます。いろいろ先ほどから御質問が出ておりますように、市内の業者ができないという形になつてはいけないということで、正会員、準会員にはなつてございませんが、一般の業者もこの同和地区内に入れるべきだということで努力してまいっております。たまたま、先ほどから言われております、この中に一般業者が一部入つてございます。

なお、同建ルールは同和事業のみでございまして、一般事業については、先ほど御指摘の竹内建設も同様、市内業者として入つてくるわけでございますが、先ほど御指摘のように値がえきからそこへ行つた、これは当然、業者選定については、市長の責任のもとに事務局部内でやっておりまして、指名委員会で審議の上でやつてるわけでございますが、いわゆるこの4議案の中には、全部市内業者の仕事のこなせる業者を参加させてございます。その中で、競争入札の趣旨にのつとつて入札をやるわけで、その中でたまたま、こういう形で落ちたということで

ございますので、その辺御理解を賜りたいと思います。

○ 21番（直村静二君） いまの参与の答弁、ちょっと気に入らん。値のええとこへ行つたといふのは私が言うてんやなく、値のええとこへ行つてるやないかと思われたらいかんからということです。そのところをはつきりしておかなければいかん。いつも業者サイドのことですので、われわれは外部者になる建設関係でわれわれが言えるのは議案の出た場合だけです。同和事業の一環として市内業者の育成については、基準があればそれでいく、情勢の発展で変わつたら、どう変わつたか、問題の起きないようにしてもらいたい。ややこしいことで市民の非難を浴びないように考えてもらわなければいかん。竹内建設は解放同盟の幹部業者ですから、同和事業の一般市民の関心が一層高まつておりますので、その点は特に指摘しておきたい。

あと、見取り図については添えて出していただきたい。

以上です。

○ 議長（坂上國治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第44号、第45号を原案どおり可決決定いたします。

おつつけお昼でございますので一時まで暫時休憩いたします。

（午前11時49分休憩）

（午後は本会議再開されず流会）

昭和52年8月23日午前10時和泉市議会第1回臨時会を和泉市役所議場にて招集いたしました。

出席議員（24名）

1番	寺田 茂君	15番	横田 憲治郎君
2番	天堀 博君	16番	木下 甲子三君
3番	橋本 佳行君	17番	富山 敏治君
5番	仁井 明君	18番	池辺 秀夫君
6番	大谷 昌幸君	20番	田中 包治君
7番	金沢 勝君	21番	直村 静二君
8番	成田 秀益君	22番	勝部 津喜枝君
9番	松下 定君	23番	三井 正光君
10番	山口 義一君	25番	竹内 修一君
11番	上代 卵之松君	26番	柳瀬 美樹君
12番	藤原 要馬君	27番	竹下 義章君
13番	赤阪 和見君	28番	坂上 國治君

欠席議員（2名）

19番	貝淵 博治君	29番	藤原 利一君
-----	--------	-----	--------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長助役	池田 忠雄 坂口 義之助	市民部次長	中西 淳富 青木 孝之
参与兼建設部長事務取扱	中塚 白	福祉事業所長	山本 俊兼
市長公室長	西川 喜久	産業衛生部長	富田 宏之
市長公室次長兼企画室長	杉本 弘文	産業衛生部次長	森 保
秘書広報課長	竹田 明郎	建設部次長	改林 次
財務部長	吉岡 昭男	改良事業部長	逢野 一郎
財務部次長兼財政課長事務取扱	麻生 和義	改良事業部事長	萩原 啓介
同和対策部長	佐原 行雄	解放総合センター所長 兼総務課長事務取扱	西川 武雄
同和対策部次長	生田 稔	用地担当理局長	岩井 益一
市民部長	内田 繁	土地開発公社事務局長	竹林 淳
		用地担当参事官	
		土地開発公社事務局次長	

病院事務局長	平野誠蔵	教育次長兼管理部長	広岡史郎
病院事務局次長兼庶務課長	藤原光夫	教育次長兼指導部長	乾武俊
水道部長	田中稔	管理部次長	松村吉堯
水道務次長	福本喬久	指導部次長	橋本昭夫
消防長	和田増義	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
消防本部次長兼消防署長	湯川行雄	選挙管理委員会事務局長	岸田秀仁
収入役職務代理者	北野敦雄	監査委員	西口喜一郎
教育委員長	堀内由延	監査事務局長兼公平委員会事務局長	向井洋
教育長	葛城宗一	農業委員会事務局長	信田種行

※各課長級は議案等必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	宇沢清
次長	吉田種義
議事係長	西垣宏高
議事係	佐土谷茂一
議事係	山本稚俊

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和52年和泉市議会第1回臨時会議事日程

(8月23日)

日程	種別及び番号	件	名	摘要
1	議案 第46号	和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について		P.14
2	議案 第47号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について		P.18
3	議案 第48号	和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について		P.46
4	議案 第49号	昭和52年度和泉市一般会計補正予算(第3号)		P.51

(午前10時47分開議)

- 議長（坂上國治君） おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には公私何かとお忙しいところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

（市会事務局長朗読）

- 市会事務局長（宇沢清君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは24名でございます。欠席の届け出ある議員さんは貝淵博治さん、藤原利一議員さんの2名でございます。現在、24名でございます。

- 議長（坂上國治君） ただいまの報告どおり、出席議員24名をもちまして議会は成立しておりますので、本日の会議を開きます。
-

- 議長（坂上國治君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりでありますので、御了承を賜りたいと存じます。

それでは、これより議案審議に入ります。日程第1「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の1部を改正する条例制定について」と、日程第2「和泉市消防団員等公務災害補償条例の1部を改正する条例制定について」を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第46号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の1部

改正する条例制定について

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の1部を改正する条例を次のように制定する。

昭和52年8月22日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の1部を改正する条例（案）

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年和泉市条例第28号）の1部を次のように改正する。

	60000円	100000円	150000円	220000円	300000円
	55000	85000	130000	190000	270000
別表中	50,000	70,000	110,000	160,000	240,000
	45,000	65,000	100,000	140,000	210,000
	40,000	60,000	90,000	130,000	190,000

を

110000円	170,000円	230000円	310,000円	400000円
95000	140,000	200000	270000	360000
85000	115000	170000	230000	320000
75000	105,000	150,000	210,000	290,000
70000	100,000	135,000	190,000	260,000

に改める。

附 則

- この条例は公布の日から施行する。
- 改正後の和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、昭和52年4月1日以降に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 昭和52年4月1日からこの条例の施行の前日までの間ににおいて、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の基づく退職報償金の内払とみなす。

理 由

消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部が改正され、非常勤消防団員退職報償金に係る支払額が増額されたことに伴い、本市においても所要の規定の整備を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

議案第46号参考資料

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正（案新旧対照表）

新

別表

退職報償金支給額表（第2条関係）

階 級	勤 務 年 数				
	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	円 110,000	円 170,000	円 280,000	円 310,000	円 400,000
副・団長	95,000	140,000	200,000	270,000	360,000
分団長及び 副分団長	85,000	115,000	170,000	230,000	320,000
班 長	75,000	105,000	150,000	210,000	290,000
団 員	70,000	100,000	185,000	190,000	260,000

旧

別表

退職報償金支給額表（第2条関係）

階 級	勤 務 年 数				
	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	円 60,000	円 100,000	円 150,000	円 220,000	円 300,000
副団長	55,000	85,000	130,000	190,000	270,000
分団長及び 副分団長	50,000	70,000	110,000	160,000	240,000
班 長	45,000	65,000	100,000	140,000	210,000
団 員	40,000	60,000	90,000	130,000	190,000

議案第4.7号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和52年8月22日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

和泉市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年和泉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条中第5号を第6号とし、第3号及び第4号を1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 傷病補償年金

第5条第2項第2号中「4,200円」を「4,500円」に、「著しく公正を欠く」を「公正を欠くと認められる」に、「7,200円」を「7,700円」に改め、同条第3項中「200円」を「233円」に、「6.7円」を、「7.3円」に、「133円」を「150円」に、「13円」を「33円」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

(傷病補償年金)

第8条の2 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日において、次の各号のいずれも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合においては、市は、傷病補償年金として、当該非常勤消防団員等に対して、その状態が継続している期間、別表第2に定める廃疾の等級に応じ、1年につき、補償基準額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

- (1) 当該負傷又は疾病が治っていないこと。
- (2) 当該負傷又は疾病による廃疾の程度が別表第2に定める第1級、第2級又は第3級の廃疾の等級に該当すること。
- 2 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は行わない。
- 3 傷病補償年金を受ける者の当該廃疾の程度に変更があったため、新たに別表第2中の他の廃疾の等級に該当するに至った場合には、新たに該当するに至った廃疾の等級に応じる傷病補

年金を支給するものとし、その後は、従前の傷病補償年金は支給しない。

第9条第1項中「なおった」を「治った」に、「別表第2」を「別表第3」に改め、同条第2項、第5項及び第7項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第11条第1項第4号中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第18条中「12万5千円」を「15万円」に改める。

第18条の2中「爆発その他の」を「爆発その他」に改め、「当該災害に係る」の次に「傷病補償年金」を、「について」の次に「、第8条の2第1項」を加え、「別表第2」を「傷病補償年金のうち、別表第2に定める第1級の等級に該当する廃疾に係るものにあっては100分の40、同表に定める第2級の等級に該当する廃疾に係るものにあっては100分の45、障害補償のうち、別表第3」に改める。

第20条第1項中「障害補償年金」を「傷病補償年金、障害補償年金」に改める。

第23条の見出し中「年金たる損害補償」を「年金たる損害補償等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る同一の負傷又は疾病（次項において「同一の傷病」という。）に関し、傷病補償年金を受ける権利を有する者が休業補償又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該傷病補償年金を受ける権利が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以降の分として傷病補償金が支払われたときは、その支払われた傷病補償年金は、当該休業補償又は障害補償の内払とみなす。
- 3 同一の傷病に関し、休業補傷を受けている者が傷病補償年金又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該休業補償を行わないこととなつた場合において、その後も休業補償が支払われたときは、その支払われた休業補償は、当該傷病補償年金又は障害補償の内払とみなす。

附則第6条第1項を次のように改める。

年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となつた廃疾、身体障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額に、同表左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の二が支給される場合にあっては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となつた廃疾、身体障害又は死亡について支給される同表の中欄

に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該年金たる給付の二が支給される場合にあっては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

傷病補償年金	船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による障害年金	0.76
	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害年金	0.76
	国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害年金 (障害福祉年金を除く。以下この条において同じ。)	0.88
障害補償年金	船員保険法の規定による障害年金	0.76
	厚生年金保険法の規定による障害年金	0.76
	国民年金法の規定による障害年金	0.89
遺族補償年金	船員保険法の規定による遺族年金	0.83
	厚生年金保険法の規定による遺族年金	0.83
	国民年金法の規定による母子年金（母子福祉年金を除く。）、準母子年金（準母子福祉年金を除く。）、遺児年金又は寡婦年金	0.91

附則第6条第2項中「減じた額」を「控除した残額」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となつた廃疾、身体障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる年金たる給付の額に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を控除した残額を支給する。
 - (1) 国民年金法の規定による障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金100分の100
 - (2) 前号及び前項の表の中欄に掲げる法律による年金たる給付以外の法律による年金たる給付で自治省令の定めるところにより規則で定めるもの 自治省令の定めるところにより規則で定める率
- 3 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ、同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額を365で控除した残額を下回る場合には、当該

残額) を支給する。

船員保険法の規定による障害年金	0.76
厚生年金保険法の規定による障害年金	0.76
国民年金法の規定による障害年金	0.88

別表第1中	6200円	6700円	7,200円	を	6640円	7,175円	7,710円
	5,200	5,700	6,200		5,570	6,105	6,640
	4,200	4,700	5,200		4,500	5,085	5,570

に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2 傷病補償表(第8条の2、第1.8条の2関係)

等級	倍数	廃疾の状態
第1級	313	<p>1 両眼が失明しているもの そしやく</p> <p>2 咀嚼及び言語の機能を廃しているもの</p> <p>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの</p> <p>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの</p> <p>5 両上肢をひじ 関節以上で失ったもの</p> <p>6 両上肢の用を全廃しているもの</p> <p>7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</p> <p>8 両下肢の用を全廃しているもの</p> <p>9 前各号に掲げるものと同程度以上の廃疾の状態にあるもの</p>
第2級	277	<p>1 両眼の視力が0.02以下になっているもの</p> <p>2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、隨時介護を要するもの</p> <p>3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、隨時介護を要するもの</p> <p>4 両上肢を腕関節以上で失ったもの</p> <p>5 両下肢を足関節以上で失ったもの</p>

等級	倍数	廃疾の状態
第2級	277	6 前各号に掲げるものと同程度以上の廃疾の状態にあるもの
第3級	245	<p>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になっているもの そして 2 咀嚼又は言語の機能を廃しているもの</p> <p>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服する ことができないもの</p> <p>4 胸腹部器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服する ことができないもの</p> <p>5 両手の手指の全部を失ったもの</p> <p>6 第3号及び第4号に掲げるもののほか、常に労務に服する ことができないものその他前各号に掲げるものと同程度以上の廃疾の状態 にあるもの</p>

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）は、昭和52年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 新条例第5条第2項及び第3項、第18条並びに別表第1の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
- 適用日において、新条例第8条の2第1項の規定に該当する者で、その前日において同項の規定が適用されていたならば同項の規定に該当することとなるものに對しては、新条例第20条第1項の規定にかかわらず、適用日の属する月分から傷病補償年金を支給する。
- 新条例第18条の2（傷病補償年金に係る部分に限る。）の規定は、適用日以後の期間に係る傷病補償年金について適用する。
- 新条例附則第6条第1項の規定は適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について、同条第3項の規定は適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、適用日前の期間に係る障害補償年金及び遺族補償年金並びに適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 適用日の前日において同一の事由につき障害補償年金又は遺族補償年金（以下の項において「年金たる損害補償」という。）と改正前の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）附則第5条第1項第1号から第3号までに掲げる法律による年金たる給付と

を支給されていた者で、適用日以後も引き続きこれらの年金たる給付の支給を受けるものに對し、同一の事由につき支給される年金たる損害補償で適用日の屬する月分に係るものについて、新条例の規定により算定した額が、旧条例の規定により算定した年金たる損害補償で適用日の屬する月の前月分に係るものに満たないときは、新条例の規定により算定した額が旧条例の規定により算定した年金たる損害補償で適用日の屬する月の前月分に係るもの（その者が、適用日以後に新条例第9条第7項の規定により新たに該当するに至った等級に応する障害補償年金を支給されることとなつたとき又は新条例第12条第3項（新条例第14条第3項において準用する場合を含む。）若しくは第4項の規定により遺族補償年金の額を改定して支給されこととなつたときは、これらの事由（以下この項において「年金額の改定事由」という。）が生じた日の属する月の翌月以降の月分については、当該適用日の属する月の前月分に係るものに、新条例（附則第6条を除く。）の規定により算定した当該年金の額を年金額の改定事由が生じなかつたものとした場合の新条例（附則第6条を除く。）の規定により算定した当該年金の額で除して得た率を乗じて得た額。以下この項において「旧支給額」という。）以上の額となる月の前月までの月分の当該年金たる損害補償の額は、新条例の規定にかかわらず、当該旧支給額に相当する額とする。

7 適用日前に同一の事由について休業補償と旧条例附則第5条第1項第1号から第8号までに掲げる法律による年金たる給付とを支給されていた者で、適用日以後も引き続きこれらの年金たる給付を受けるものに對し、同一の事由について支給される休業補償の額は、新条例の規定により算定した額が適用日の前日に支給すべき事由が生じた休業補償について旧条例の規定により算定した額（同日に休業補償を支給すべき事由が生じなかつたときは、同日前に最後に休業補償を支給すべき事由が生じた日の休業補償について旧条例の規定により算定した額。以下この項において「旧支給額」という。）に満たないときは、新条例の規定にかかわらず、当該支給額に相当する額とする。

8 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間ににおいて、旧条例の規定に基づく障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づく、休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

9 和泉市消防賞じゅつ金条例（昭和38年和泉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第2備考中「補償条例別表第2」を「補償条例別表第3」に改める。

理由

消防団員等に対する損害補償等の充実を図るため、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、本市においても所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第47号参考資料

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
(損害補償の種類)	(損害補償の種類)
第4条 この条例による損害補償の種類は、次のとおりとする。 (1) 療養補償 (2) 休業補償 <u>(3) 傷病補償年金</u> (4) 損害補償 ア、イ略 (5) 遺族補償 ア、イ略 (6) 葬祭補償 (補償基礎額)	第4条 この条例による損害補償の種類は、次のとおりとする。 (1) 療養補償 (2) 休業補償 <u>(3) 損害補償</u> ア、イ略 (4) 遺族補償 ア、イ略 (5) 葬祭補償 (補償基礎額)
第5条 略 2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるとによる。 (1) 略 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務	第5条 略 2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務

新	旧
<p>に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合にあっては、<u>4,500円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められたときは、<u>7,700円</u>を越えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号の一に該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、第1号に該当する者については、<u>283円</u>を、第2号から第5号までの一に該当する者のうち、2人までについてはそれぞれ<u>73円</u>(非常勤消防団員等に第1号に掲げる者がない場合にあっては、そのうち1人については<u>150円</u>)、その他の者については1人につき<u>33円</u>を、それぞれ加算した額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</p> <p>(2) 18歳未満の子及び孫</p> <p>(3) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 18歳未満の弟妹</p>	<p>に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合にあっては、<u>4,200円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して著しく公正を欠くときは、<u>7,200円</u>を越えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号の一に該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、第1号に該当する者については、<u>200円</u>を、第2号から第5号までの一に該当するもののうち、2人までについてはそれぞれ<u>67円</u>(非常勤消防団員等に第1号に掲げる者がない場合にあっては、そのうち1人については<u>133円</u>)、その他の者については1人につき<u>13円</u>を、それぞれ加算した額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) 配偶者(婚姻の届出ししないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</p> <p>(2) 18歳未満の子及び孫</p> <p>(3) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 18歳未満の弟妹</p>

新	旧
<p>(5) 不具廃疾者 (傷病補償年金)</p> <p><u>第8条の2 非常勤消防団員等が公務により、</u> <u>又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務</u> <u>に協力し、又は応急措置の業務に従事したこと</u> <u>により負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日において、次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつた場合においては、市は、</u> <u>傷病補償年金として、当該非常勤消防団員等に對して、その状態が継続している期間、別表第2に定める廃疾の等級に応じ、1年につき、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。</u></p> <p>(1) 当該負傷者又は疾病が治っていないこと。 (2) 当該負傷者又は疾病による負傷の程度が別表第2に定める第1級、第2級又は第8級の廃疾の等級に該当すること。</p> <p>2 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は行わない。</p> <p>3 傷病補償年金を受ける者の当該廃疾の程度に変更があつたため、新たに別表第2中他の廃疾の等級に該当するに至った場合には、新たに該当するに至った廃疾の等級に応する傷病補償年金を支給するものとし、その後は、従前の傷病補償年金は支給しない。 (障害補償)</p>	<p>(5) 不具廃疾者</p>

第9条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、治つた場合において、別表第3に定める程度の身体障害が存するときは、市は、障害補償として、～

2 別表第3に定める程度の身体障害の2以上ある場合の身体の等級は、重い身体障害に応ずる等級とする。

3、4 略

5 別表第3に定める各等級の身体障害に該当しない身体の障害であって、同表に定める各等級の身体障害に相当するものは、同表に定める身体障害とする。

6 略

7 障害補償年金を受ける者の当該身体障害の程度に変更があったため、新たに別表第3中の他の等級に該当するに至った場合においては、新たに該当するに至った等級に応ずる障害補償を行うものとし、その後は、従前の障害補償年金は、支給しない。

(遺族補償年金)

第11条 略

(1)～(3) 略

(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母孫、祖父母又は兄弟姉妹については、廃疾の状態（身体に別表第3の等級の第7級以上に該当する程度の障害がある状態又は負傷～（以下略）～

(葬祭補償)

第9条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、なおつた場合において、別表第2に定める程度の身体障害が存するときは、市は、障害補償として～

2 別表第2に定める程度の身体障害の2以上ある場合の身体の等級は、重い身体障害に応ずる等級とする。

3、4 略

5 別表第2に定める各等級の身体障害に該当しない身体の障害であって、同表に定める各等級の身体障害に相当するものは、同表に定める身体障害とする。

6 略

7 障害補償年金を受ける者の当該身体障害の等級に変更があったため、新たに別表第2中の他の等級に該当するに至った場合においては、新たに該当するに至った等級に応ずる障害補償を行うものとし、その後は、従前の障害補償年金は、支給しない。

(遺族補償年金)

第11条 略

(1)～(3) 略

(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母孫、祖父母又は兄弟姉妹については、廃疾の状態（身体に別表第2の等級の第7級以上に該当する程度の障害がある状態又は負傷～（以下略）～

(葬祭補償)

新	旧
<p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に對して、<u>15万円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p> <p>(特殊公務に従事する非常勤消防団員の特例)</p> <p>第18条の2 非常勤消防団員がその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況下において、火災の鎮圧又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、<u>爆発その他</u>これらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防護に従事し、そのために公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る<u>傷病補償年金</u>、<u>障害補償</u>又は<u>遺族補償</u>については<u>第8条の2第1項</u>、<u>第9条第1項</u>、<u>第12条第1項</u>又は<u>第16条の2第1項</u>本文の額は、それぞれ当額に<u>100分の50</u>（<u>傷病補償年金</u>のうち、別表第2に定める第1級の等級に該当する廃疾に係るものにあっては<u>100分の40</u>、同表に定める第2級の等級に該当する廃疾に係るものにあっては<u>100分の45</u>、<u>障害補償</u>のうち別表第3に定める第1級の等級に該当する身体障害に係るものにあっては<u>100分の40</u>、同表に定める第2級の等級に該当する身体障害に係るものにあっては<u>100分の45</u>）を乗じて得た額とする。</p> <p>(年金たる損害補償の支給期間等)</p>	<p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に對して、<u>12万5千円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p> <p>(特殊公務に従事する非常勤消防団員の特例)</p> <p>第18条の2 非常勤消防団員がその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況下において、火災の鎮圧又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、<u>爆発その他</u>これらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防護に従事し、そのために公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る障害補償又は遺族補償については、<u>第9条第1項</u>、<u>第12条第1項</u>又は<u>第16条の2第1項</u>本文の額は、それぞれ当該額に<u>100分の50</u>（別表第2に定める第1級の等級に該当する身体障害に係るものにあっては<u>100分の40</u>、同表に定める第2級の等級に該当する身体障害に係るものにあっては<u>100分の45</u>）を乗じて得た額とする。</p> <p>(年金たる損害補償の支給期間等)</p>

第20条 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる損害補償」という。）の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わる。

2、3 略

(年金たる損害補償等の支給額の調査)

第23条 略

2 公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る同一の負傷又は疾病（次項において「同一の傷病」という。）に関し、傷病補償年金を受ける権利を有する者が休業補償又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該傷病補償年金を受ける権利が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として傷病補償年金が支払われたときは、当該休業補償又は障害補償の内払とみなす。

3 同一の傷病に関し、休業補償を受けている者が傷病補償年金又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該休業補償を行わないこととなつた場合において、その後も休業補償が支払われたときは、その支払われた休業補償は、当該傷病補償年金又は障害補償の内払とみなす。

附 則

(他の法律による給付との調整)

第6条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となつた廃疾、身体障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ、同表の

第20条 障害補償年金又は遺族補償年金以下「年金たる損害補償といふ。」の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わる。

2、3 略

(年金たる損害補償の支給額の調査)

第23条 略

附 則

(他の法律による給付との調整)

第6条 障害補償年金又は遺族補償年金を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となつた身体障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による給付の支給を受ける場合に

新	旧
<p>中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額に、同表左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の二が支給される場合にあっては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった廃疾、身体障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の二が支給される場合にあっては、その合計額）を控除了した額を下回る場合には、当該残額）を支給する。</p>	<p>は、当分の間、新条例の規定にかかわらず、新条件の規定による障害補償年金又は遺族補償年金の額から当該各号に掲げる給付の年額に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を減じた額を支給する。</p>
<p>傷病補償年金 　　船員保険法（昭和41年法律第73号）の規定による障害年金</p>	<p>(1) 船員保険法（昭和41年法律第73号）規定による障害年金又は遺族年金100分の50</p>
<p>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害年金</p>	<p>(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害年金又は遺族年金100分の50</p>
<p>国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金（次号に掲げる年金を除く。）3分の1</p>	<p>(3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金（次号に掲げる年金を除く。）3分の1</p>
<p>国民年金法の規定による障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金100分の100</p>	<p>(4) 国民年金法の規定による障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金100分の100</p>
<p>前4号に掲げる法律以外の法律による年金たる給付で、自治省令の定めるところにより規則で定めるもの</p>	<p>(5) 前4号に掲げる法律以外の法律による年金たる給付で、自治省令の定めるところにより規則で定めるもの</p>
<p>自治省令の定めるところにより規則で定める率</p>	

	除く。以下この条に おいて同じ。	
障害補償年金	船員保険法の規定に よる障害年金	0.76
	厚生年金保険法の規 定による障害年金	0.76
	国民年金法の規定に よる障害年金	0.89
遺族補償年金	船員保険法の規定に よる遺族年金	0.83
	厚生年金保険法の規 定による遺族年金	0.83
	国民年金法の規定に よる母子年金（母子 福祉年金を除く。） 準母子年金（準母子 福祉年金を除く。）、 遺児年金又は寡婦年 金	0.91

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者
が、当該損害補償の事由となつた廃疾、身体
障害又は死亡について次の各号に掲げる法律
による年金たる給付の支給を受ける場合には、
当分の間、この条例の規定にかかわらず、こ
の条例の規定による年金たる損害補償の額か
ら当該各号に掲げる年金たる給付の額に、当
該各号に掲げる率を乗じて得た額を控除した

新	旧
<u>残額を支給する。</u>	
(1) 国民年金法の規定による障害福祉年金、 母子福祉年金及び準母子福祉年金100分 の100	
(2) 前号及び前項の表の中欄に掲げる法律に より年金たる給付で自治省令の定めるとこ ろにより規則で定めるもの 自治省令の定 めるところにより規則で定める率	
3 休業補償を受ける権利を有する者が、同 一の事由について次の表の左欄に掲げる法 律による年金たる給付の支給を受ける場合 には、当分の間、この条例の規定にかかわ らず、この条例の規定による休業補償の額 に、同表の左欄に掲げる法律による年金た る給付の種類に応じ、同表の右欄に掲げる 率を乗じて得た額（その額がこの条例の規 定による休業補償の額から同一の事由 で支給される当該年金たる給付の額を365 で除して得た額を控除した残額を下回る場 合には、当該残額）を支給する。	
船員保険法の規定による障害年金 0.76	
厚生年金保険法の規定による障害 年金 0.76	
国民年金法の規定による障害年金 0.88	

別表第1 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤続年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び 副団長	6,640円	7,175円	7,710円
分団長及び 副分団長	5,570	6,105	6,640
班長及び 団員	4,500	5,135	5,570

別表第1 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤続年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び 副団長	6,200円	6,700円	7,200円
分団長及び 副分団長	5,200	5,700	6,200
班長及び 団員	4,200	4,700	5,200

新	旧
別表第2 傷病補償表（第8条の2、第18の 2関係） 略	別表第2 障害補償表（第9条、第11条、第 18条の2関係） 略
別表第3 障害補償表（第9条、第11条、第 18条の2関係） 略	

- 議長（坂上國治君） 提案理由の説明を願います。
- 消防長（和田増義君） ただいま御上程いただきました議案第46号及び第47号について御説明申し上げます。初めに、議案第46号「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本年4月、政会第127号をもちまして、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部が改正されまして、団員の退職報償金の支払い額が増額されたことに伴いまして、本市におきましても所要の規定を整備しようとするものでございます。

内容につきましては、17ページに掲示を申し上げております参考資料の新旧対照表に示すとおりでございまして、別表に示しております支給額表を改正するものでございます。最低の4万円を7万円に、最高の80万円を40万円に、25段階のそれぞれの段階につきまして額の引き上げを行うものでございます。

なお、この条例は、本年4月1日にさかのばって適用いたしまして、同日以後退職した者について適用しようとするものでございます。

続きまして、議案第47号「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。18ページでございます。

消防団員及び消火、その他に協力をいただいた一般の方々が、その活動によりまして受けた災害に対する損害補償についてその充実を図るため、本年、政令第45号及び第126号をもって、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴いまして、本市におきましても所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

改正の内容の主なものは、傷病補償年金制度を新たに創設いたしましたことが一番大きな改正でございます。その他補償基礎額及び葬祭補償額を若干増額いたしました。まず、第一点の補償基礎額につきましては19ページに掲示しておりますが、第5条の2項、3項に規定するものでございますが、本人に対する基礎額として、消防団員にあります別表第1を改正

いたしまして、最低4千200円を4千500円に、最高7千200円を7千710円に、9段階のそれぞれについて引き上げを行い、また、一般人につきましては、4千200円を4千500円に、公正を欠くと認められる場合の最高額7千200円を7千700円に引き上げ、扶養家族に対する加算分といたしまして、配偶者分200円を283円に、その他の家族2人まで1人につき67円を78円に、配偶者のない子のうちで1人に対しまして133円を150円に、その他の者18円を88円に引き上げるものでございます。

次に、傷病補償年金制度の創設につきましては19ページに掲げてございますが、第8条の2及び別表第2を新設いたしまして、負傷又は疾病が療養開始後1年6カ月経過後も直らない場合であつて、かつ別表第2に掲げる重い廃疾状態にあるときは、その状態が続いている間、傷病補償年金を支給することとしたものでございます。すなわち、これらの長期療養者の中の実質的廃疾状態にある者に対しまして、休業補償金にかえて年金として支給することによりまして生活の安定を図ろうとするものでございます。この制度の新設に伴いまして従来の別表第2を別表第3に繰り下げその他施行上の経過的細部規定について整備いたしますとともに、附則の第6条を改正いたしまして、他の法令による年金と併給する場合の支給額の調整を図ったことでございます。

第3点目の葬祭補償額につきましては、第18条を改正いたしまして、12万5千円プラス基礎額の30倍を、15万円プラス基礎額の30倍に引き上げたことでございます。

その他若干の字句の修正を行いました。

以上が改正の要旨でございますけれども、この条例は、本年4月1日にさかのばって適用するものといたしまして、同日以後発生いたしました該当事案及び同日以前のもので、同日以後も引き続き給付を要する年金に適用するものでございます。

なお、数行いたしますと、この改正は労災保険制度及び地方公務員に対する災害補償制度との均衡を調整した改正内容でございます。

以上、議案第46号、47号につきまして一括御説明申し上げました。よろしく御審議を賜り、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上國治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 17番（富山敏治君） この政令の施行令2件はいつ改正されたのか。
- 議長（坂上國治君） 答弁
- 消防長（和田増義君） 公務災害補償法につきましては、3月30日と4月30日の2回にわたって改正されてございます。
- 18番（富山敏治君） しかば、今月まで5カ月あるのに、なぜこの間の定例会に出さな

かつたのかどうか。

○ 消防長（和田増義君） 本件につきましては、改正後に正式な通知がいつもかなりおくれて参ります。したがつて、前の6月議会に提出できませんでしたので、この議会に提出させていただいいたのでございます。

○ 17番（富山敏治君） おくれてきたのはいつかということです。

○ 消防長（和田増義君） 正式に覚えておりませんが、5月の20日過ぎだったと思います。そういうことから前議に提出できなかつたものでございます。

以上でございます。

○ 議長（坂上國治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第46号、第47号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（坂上國治君） 次に日程第3「和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第48号

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和52年8月22日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（和泉市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3 特別職の職員給料月額

区 分	給 料 月 額
市 長	480,000円
助 役	410,000円
収 入 役	380,000円

(和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和45年和泉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「320,000円」を「380,000円」に改める。

(和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年和泉市条例第29号）

の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第1条関係） 議員等の報酬額

区 分	報 酬 額
議 長	月 額 300,000円
副 議 長	月 額 290,000円
議 員	月 額 280,000円

附 則

この条例は、昭和52年9月1日から施行する。

理 由

一般職の職員の給与改定その他諸般の事情にかんがみ、市長等常勤の特別職の職員の給料月額及び議会議員の報酬月額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第48号参考資料

1. 和泉市職員の給与に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新		旧	
別表第3 特別職の職員給料月額		別表第3 特別職の職員給料月額	
区分	給料月額	区分	給料月額
市長	480000円	市長	430000円
助役	410000円	助役	350000円
収入役	380000円	収入役	325000円

2. 和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新		旧	
(給料)		(給料)	
第2条 教育長の給料は、月額380000円とする。		第2条 教育長の給料は、月額320000円とする。	

3. 和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（案）

新旧対照表

新		旧	
別表（第1条関係）議員等の報酬額		別表 議員等の報酬額	
区分	報酬額	区分	報酬額
議長	月額 300000円	議長	月額 250000円
副議長	月額 290000円	副議長	月額 240000円
議員	月額 280000円	議員	月額 230000円

○ 市会事務局長（宇沢清君） 議案朗読の前に、先に御配布申し上げました議案書45ページより75ページまでの一部訂正が理事者より提出されましたので、ただいま御配布申し上げました議案書に訂正方よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいま御配布申し上げました議案書46ページでございます。

(以下朗読)

○ 議長（坂上國治君） 提案理由の説明を願います。

○ 市長公室長（西川喜久君） 訂正についておわび申し上げます。

それでは、ただいま御上程をいたしました議案第8号「和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

特別職の職員の給与は去る昭和49年12月以来据え置かれており、その結果一般職の職員との給与の均衡を保持できなくなつてしまひましたことと、近隣諸都市の実態等を勘案いたしまして、去る7月23日、特別職報酬等審議会を設置いたしまして諮詢申し上げてまいりましたところ、審議会では数回にわたり慎重な御審議を重ねられました結果、このほど御答申をいただきましたので、市長等常勤の特別職、議会議員並びに教育委員会の教育長の給与及び報酬を設定いたしたく、これらの関係条例の一部改正案を御提案申し上げる次第でございます。

なお、報酬等の改定額の一部につきましては、答申の趣旨を踏まえつつも、諸般の情勢及び財政事情等をも考慮いたしたものとしております。

それでは、内容を御説明申し上げます。議案書47ページでございます。すなわち条例の第1条は、和泉市職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、給与条例別表第3の規定は、特別職の職員の給料月額でございます。先ほどの提案理由の中でも申し上げましたように、特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、特別職の職員の給料月額を改めようとするものでございまして、市長月額43万円とございますのを5万円引き上げ48万円に、助役月額35万円を6万円引き上げ41万円とし、収入役月額32万5千円を5万5千引き上げ38万円にそれぞれ改正しようとするものでございます。

第2条は、和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正でございますが、同条例第2条は、教育長の給料月額でございまして、月額32万円を6万円引き上げまして38万円に改正しようとするものでございます。

第3条は、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございますが、同条例別表の規定は、議員各位の報酬でございます。先ほど申し上げましたとおり、特別職報酬等審議会の答申に基づきまして改正しようとするものでございます。議長報酬月額25万円を5万円引き上げまして30万円に、副議長報酬月額24万円を5万円引き上げまして29万円に、議員報酬月額23万円を5万円引き上げまして28万円にそれぞれ改めようとするものでございます。

附則でございますが、この条例は、昭和52年9月1日から施行することとしてござります。

以上、簡単ではございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。

何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上國治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

- 21番（直村静二君） 2、3点御質問申し上げますので、お答え願いたい。

第1点は、報酬審議会のメンバー、つまり人数とお名前。そして、何回聞いて答申が出たかという点をお答え願いたい。

第2点は、いまの提案で財源の持ち出し、これが特別職で幾ら、議會議員関係で幾らということをひとつ出してもらいたい。

- 議長（坂上國治君） 理事者答弁。

- 市長公室長（西川喜久君） お答え申し上げます。

審議会の回数でございますが、7月28日を初回といたしまして4回審議いたしております。

メンバーでございますが、池辺芳次さん（連合町会長）、関戸義夫さん（元教育長）、谷上雅之さん（和泉市P.T.A連絡協議会会长）、辻米子さん（連合婦人会会长）、横田義治氏（元市長）、横田吉雄氏（商工会会長）、和田康臣さん（府会議員、和泉市農業委員会会长）でございます。

- 人事課長（稻田順三君） お答えいたします。

財源につきましては、特別職で188万5千円、議員さん等で1千867万6千円、合計1千556万1千円が必要経費となってございます。

- 21番（直村静二君） 参考までに、一つは、報酬審議会のメンバーの中には、やはり一般市民及び労働組合、各種団体等も今後は入れてもらわなければいかんという持論ですが、その点については、考慮するというふうにお考えかどうか。

- 市長公室長（西川喜久君） 今後、検討すべきであると考えております。

- 21番（直村静二君） そして、一般財源持ち出し分では、たとえば50万円という場合、これは48万円ですから、幾ら差があるのか、この金額をひとつお答え願いたい。

- 人事課長（稻田順三君） 34万円です。

- 21番（直村静二君） 私の試算では、75万円と18万円、合計93万円となります。

- 市長公室長（西川喜久君） ただいま直村議員さんの質問の要旨ですが、50万と48万の差ですか。

- 21番（直村静二君） 大体上がった分で金額は何ぼかということです。

- 市長公室長（西川喜久君） 8人の分ですか。差額に17を掛けた単純計算ですね。

- 21番（直村静二君） 年間ざつと100万円、これはいずれも来年3月までの分、そういう理解ですね。

○ 市長公室長（西川喜久君） そうです。

○ 21番（直村静二君） 後は意見を申し上げます。

報酬審議会のメンバーには、やはりもっとわれわれも受け入れられる構成、その辺もひとつきつちりしてもらいたいと思います。大体府会議員さんが入ってるのは余り気に入りませんな。府会議員さんはまた、自らの月給上げないかんしね。

次に、和泉市の財政は危機状態ということは理事者もわれわれも知ってる。しかも、6月議会では各種団体の補助金を削った中ですから、やはりこれは強く心してからないという点で、私は一定の了承はしてるわけですが、今後、市財政の危機打開のためにには、やはり政治姿勢が本当に大事だろうと思います。

さて、議会関係についてもはつきり申し上げて、昼間の弁当の公費負担、これは廃止いたしました。さらには、議会へ出席した場合の費用弁償も廃止されました。非常に市民に対する議会の姿勢はよくなつたと思います。

しかし、今回の提案の中で、振り返って見ますと昨年9月、市会の改選がございまして、新しい議員さんも8分の1ぐらい入っておられますし、まだ1年たっていないという点では、私は議会議員の給与については、いずれは改定せざるを得ないという気持もありますが、時期的にちょっとまだ早いんじゃないかという印象を持っております。

今後、この議案が可決されますならば、それなりの市民の一定の声があるだろうと思います。そういう点では、議会議員としてやはり市民の批判のないような、より一層市政の立て直し、市民の利益を守り、議会運営の公正の立場から心してからないかん。そういうことで、私は本案について意見を申し上げます。

○ 議長（坂上國治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第48号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（坂上國治君） 次に日程第4「昭和52年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第49号

昭和52年度和泉市一般会計補正予算(第3号)

昭和52年度和泉市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,026.2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16,930,897千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地本債の変更は、「第3表地方債補正」による。

昭和52年8月22日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 国庫支出金		3,183,362千円	7,250千円	3,190,612千円
14. 諸収入	2. 国庫補助金	1,587,706	7,250	1,594,956
	5. 雜入	2,388,596	8,212	2,396,808
15. 市債		1,864,114	8,4800	1,948,914
	1. 市債	1,864,114	8,4800	1,948,914
歳入合計		16,830,695	100,262	16,930,897

歳出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		1,526,10	1,367,6	1,66,286
	1. 議会費	1,526,10	1,367,6	1,66,286
2. 総務費		1,765,236	△ 5,968	1,759,268
	1. 総務管理費	1,175,412	1,437	1,176,849

	7. 同 和 対 策 費	1 7 7,8 6 4	△	7,4 0 5	1 7 0,4 5 9
3. 民 生 費		4 3 3 0,4 1 6	△	1,9 2 3	4,3 2 8,4 9 3
1. 社 会 福祉 費		1,4 2 0,6 4 9	△	5 0 3	1,4 2,0 1 4 6
2. 児 童 福祉 費		1,6 7 4,3 2 0	△	1,4 2 0	1,6 7 2,9 0 0
4. 衛 生 費		1,2 2 2,2 7 0		7 0 8	1,2 2 2,9 7 8
1. 予 防 衛 生 費		2 9 8,4 1 2		7 0 8	2 9 9,1 2 0
7. 商 工 費		1 5 3 2 6 6	△	1,5 1 4	1 5 1,7 5 2
1. 商 工 費		1 5 3 2 6 6	△	1,5 1 4	1 5 1,7 5 2
8. 土 木 費		2 8 9 0,1 6 3	△	2,7 4 5	2,8 8 7,4 1 8
5. 住 宅 費		1,4 3 5,5 6 3	△	2,7 4 5	1,4 3 2,8 1 8
10. 教 育 費		2,7 2 0,9 3 4		9 8 0 2 8	2,8 1 8 9 6 2
1. 教 育 総 務 費		2 9 2 0,3 7		6 9 7	2 9 2,7 3 4
2. 小 学 校 費		1,2 1 0,0 0 0		4 4,7 0 3	1,2 5 4,7 0 3
3. 中 学 校 費		4 8 9,0 5 1		5 4,3 7 4	5 4 3,4 2 5
5. 社 会 教 育 費		4 0 6,4 8 9	△	1,7 4 6	4 0 4 7 4 8
歲 出 合 計		1 6 8 3 0,6 3 5		1 0 0 2 6 2	1 6 9 3 0,8 9 7

第2表 債務負担行為補正

(単位千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	年度額	期間	年度額
緑ヶ丘小学校 増築事業			昭和52年度 昭和53年度	100848千円
(仮称) 光明台第1小学校 新設事業	昭和52年度 昭和76年度	383874千円	昭和52年度 昭和76年度	367669千円
(仮称) 光明台中学校 新設事業	昭和52年度 昭和76年度	283909千円	昭和52年度 昭和76年度	338608千円
石尾中学校 増築事業			昭和52年度 昭和53年度	95236千円

第3表 地方債の補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還期間	限度額	起債の方法	利率	償還期間
義務教育施設整備事業	千円 561,748	普通借券 又は証券発行	年%以内 8.3	年内 3	千円 646,548	普通借券 又は証券発行	年%以内 8.3	年内 3
計	1,864,114							1,948,914

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区	分	
⑨ 国庫支出金	3,183,362	7,250	3,190,612			千円
(2) 国庫補助金	1,587,706	7,250	1,594,956			千円
6. 教育費 国庫補助金	2,465,499	7,250	2,537,99	1. 小学校費 補 助 金	3,260	(仮称) 光明台第1小学校用地 買収事業補助金
				2. 中学校費 補 助 金	3,990	(仮称) 光明台中学校用地買収 事業補助金
⑭ 諸 収 入	2,622,408	8,212	2,630,620			
(5) 雜 入	2,388,596	8,212	2,396,808			
1. 雜 入	2,388,596	8,212	2,396,808	3. 過年度収入	8,212	過年度収入追加
⑯ 市 債	1,864,114	84,800	1,948,914			
(1) 市 債	1,864,114	84,800	1,948,914			
6. 教 育 債	772,448	84,800	857,248	1. 小学校債	3,8100	(仮称) 光明台第1学校用地買 収事業債
				2. 中学校債	4,6700	(仮称) 光明台中学校買収事業 債
歳 入 合 計	16,830,635	100,262	16,930,897			

2.歳出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明
				国府支出金	地方債	その他	
① 議会費	15,261.0	千円	13,676	16,628.6	千円	千円	一般財源 千円
(1) 議会費	15,261.0	13,676	16,628.6			1,867.6	
1. 議会費	15,261.0	13,676	16,628.6			1,867.6	
(1) 議会運當費	11,024.1	13,076	12,391.7			1,867.6	議員報酬改定による追加
						9,110	
						4,030	議員手当による追加
						5,46	議員報酬改定による追加
② 総務費	1,765,236	△	5,968	1,759,268		△5,968	
(1) 総務管理費	1,175,412	1,437	1,176,849			1,437	
1. 一般管理費	854,293	1,885	856,178			1,885	
(1) 給与費	788,657	1,885	790,542			1,885	給与改定による追加
						2,給料	1,155
						3.職員手当	645
						4.共済費	85
							給与改定による追加

科 目	補正前の額	補 正 額	補 正 額 の 財 源 内 訳						説 明
			計	特 定	財 源	一 般 財 源	区 分	金 額	
			国庫支出金	地 方 債	そ の 他	千円	千円	千円	千円
3. 広報広聴費	1,4,570 △	448	1,4,122			△ 448			千円
(1) 広報広聴費	1,3,517 △	448	1,3,069			△ 448	1.報酬	△ 380	更 正 減
(7) 同和対策費	1,7,1,864 △	7405	1,7,0459			△7,405	4.共済費	△ 68	更 正 減
2. 隊保館費	7,1,626 △	7405	6,4,221			△7,405			
(2) 隊運當	4,3,023 △	7405	3,5,618			△7,405	1.報酬	△7,020	更 正 減
(3) 民生費	4,3,3,041 6 △	1,928	4,328,493			△1,928	4.共済費	△ 385	更 正 減
(1) 社会福祉費	1,4,20,649 △	508	1,420,146			△ 508			
1. 社会福祉総務費	1,8,68,39 △	508	1,8,63,336			△ 508			
(3) 福祉事務総務費	4,7,11 △	508	4,208			△ 508	1.報酬	△ 460	更 正 減
(2) 児童福祉費	1,6,74,320 △	1,420	1,672,900			△1,420	4.共済費	△ 48	更 正 減

1. 兒童福祉總務費	102,681	△ 1,420	101,261			△1,420		
(2) 兒童福祉總務費	5,893	△ 1,420	4,473			△1,420	1,報 酬	△1,860 更 正 減
④ 健生費	1,222,270	708	1,222,978				4.共濟費 △ 60	更 正 減
(1) 預衛生費	298,412	708	299,120			708		
1. 預防衛生總務費	180,712	708	181,420			708		
(1) 納 与 費	70,550	708	71,258			708	1,報 酬	680 非常勤顧託員津貼追加
							4.共濟費 28	非常勤顧託員共濟費追加
⑦ 商工費	153,266	△ 1,514	151,752				△1,514	
(1) 商工費	153,266	△ 1,514	151,752				△1,514	
1. 商工總務費	60,868	△ 1,514	58,854				△1,514	
(1) 納 与 費	54,868	△ 1,514	53,354				△1,514 1,報 酬	△1,445 更 正 減
⑧ 土木費	289,0163	△ 2,745	288,7418				4.共濟費 △ 69	更 正 減
(5) 住宅費	1,435,568	△ 2,745	1,432,818			△2,745		

科 目	補正前の額	補 正 領	計	補 正 前 の 財 源 内 訳				説 明
				特 定 財 源	國府支出金	地 方 債	そ の 他	
				千円	千円	千円	千円	千円
2. 住宅建設費	1,407,105 △	2,745	1,404,360			△2745		
(1) (仮称) 和 泉第4出地 建設費	1,407,105 △	2,745	1,404,360			△2,745	1.報 酬	△2,620 更 正 減
(1) 教育費	2,720,934	9,8028	2,818,962	7,250	84,800	5,978	4.共 濟 費	△ 125 更 正 減
① 教育総務費	29,2037	697	29,2734			697		
2. 事務局費	177,401	697	178,098			697		
(1) 給与費	173,955	697	174,652			697	2.給 料	4,20 給与改定による追加
							3.職員手当	235 給与改定による追加
							4.共 濟 費	42 給与改定による追加
(2) 小学校費	1,210,000	4,4703	1,214,703	3,260	38,100	3,843		
4. 学校建設費	636,588	4,4703	681,289	3,260	38,100	3,843		
(6) (仮称) 光 明台第1小 学校新設事 業費	8,838	4,3465	5,2303	3,260	38,100	2105	17.公有財産 購入費	43,465 用地買収費

(7) 緑ヶ丘小学校増築事業費		1,238	1,238		1,238	11.需用費	60 消耗品費 印刷製本費	30 30
							13.委託料	1,028 設計委託料
							15.工事請負費	150 ポーリング工事費
(8) 中学校費	4,89,051	5,43,74	5,43,425	3,990	4,67,00	3,684		
4. 学校建設費	213,818	54,374	268,192	3,990	4,67,00	3,684		
(3) (仮称)光明台中学校新設事業費	6,552	53,194	59,746	3,990	4,67,00	2,504 17.公有財産購入費	53,194 用地買収費	
(4) 石尾中学校増築事業費		1,180	1,180			1,180 11.需用費	60 消耗品費 印刷製本費	30 30
							13.委託料	970 設計委託料
							1b.工事請負費	150 ポーリング工事費
(5) 社会教育費	4,064,89	△ 1,746	4,04,743			△1,746		
8. 向和教育費	1,931,1	△ 1,746	1,7565			△1,746		
(1) 向和教育費	1,380,1	△ 1,746	1,2055			△1,746 1.報酬	△1,668 更正減	
							4.共済費	△ 78 更正減
歳出合計	16,830,635	10,0262	16,930,897	7,250	8,4800	8,212		

機別 費与 細明書

1. 特別機

区分	分	職員数	給与費			共済費	合計	備考
			報酬	給料	職員手当			
補正後	長等	人 3	千円 1,4415	千円 8,198	千円 22,613	千円 2,582	千円 25,195	
	議員	2 6	8,1250	34,080	115,330	4,977	120,307	
	その他	5 4	6,071		6,071		6,071	
	計	8 9	8,7,321	14,415	42,278	14,4014	7,559	15,1573
	長等	3	13,200	7,558	20,813	2,497	23,810	
補正前	議員	2 6	72,150	30,050	102,200	4,431	106,681	
	その他	5 4	6,071		6,071		6,071	
	計	8 8	78,221	13,260	87,603	129,084	6,928	136,012
	長等			11,155	645	1,800	85	1,885
	議員		9,100		4,030	13,130	546	13,676
比較	その他		9,100	1,155	4,675	14,930	681	15,561
	計							

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給与費			共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当			
補正後	1,261	人	千円	2,194,977	1,637,934	千円 522,916	4,355,147
補正前	1,261			2,193,877	1,637,699	3,831,576	5,228,744
比率				420	235	655	42
職員手当の内訳		扶養手当 管理職手当 調整手当 宿直手当	41,559円 45,819 18,253円 3,240	住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 夜間勤務手当	1,850,000円 67,307 16,386	時間外勤務手当 休日勤務手当 夜間勤務手当	358,888円 11,677 3,915
一 般 職 職 員 1 人							児童手当 2,100 退職手当 20,000 期末勤勉手当 10,089.17
当り給与費の状況							
		区 分	1人当たり給与費				
		補 正 後	2,880円				
		補 正 前	2,880円				
初任給の状況							
S52年1月1日	現 在	高 校 卒	89,700	79,700円 ~89,700円	89,700円	89,700円	
S51年1月1日	現 在	大 学 卒	108,100	86,000 ~98,500	108,100	108,100	

平均給与額及
び平均年令の状
況

区分		一般行政職	技能労務職	消防職	教育職
S5.2年1月1日	平均給料月額	14,518円	14,770円	14,102円	11,673円
現在	平均年令	29.8才	43.6才	29.9才	38.3才
S5.1年1月1日	平均給料月額	13,404円	13,581円	12,925円	11,512円
現在	平均年令	29.5才	44.1才	29.1才	36.1才

等給別職員数の
状況

区分		一般行政職	技能労務職	消防職	教育職
		1.等級	59人	1.等級	5人
S5.2年1月1日	2.等級	36	2,"	2,"	1
現在	3.等級	89	3,"	3,"	1.9
S5.1年1月1日	4.等級	223	4,"	4,"	8,"
現在	5.等級	253	5,"	290	5,"
	計	660	計	290	計
	1.等級	62	1.等級	1.等級	4
S5.2年1月1日	2.等級	38	2,"	2,"	3
現在	3.等級	94	3,"	3,"	1.6
S5.1年1月1日	4.等級	237	4,"	4,"	3,"
現在	5.等級	254	5,"	293	5,"
	計	685	計	293	計
				89	81

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減額の増減事由別内訳	説明	備考
給 料	420円	1. 給与改定に伴う 增加分	420円 長60円引きき上げによる。 月60円×7ヶ月	
職 員 手 当	235	1. 調整手当の増減 分 2. 期末勤勉手当の 増減分	34	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位千円)

事 項	限 度 額	前年度末まで			当該年度以降			左 の 財 源			一 般 財 源
		期 間	支 出 見 込 額	の 支 出 予 定 額	期 間	金 額	特 定 財 源	國 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
緑ヶ丘小学校増築事業	100848	千円		昭和52年度	千円	100848	43662	36200		20986	千円
(仮称) 光明台第1小学校新設事業	367669			{昭和53年度			367669	201670	100400		65509
(仮称) 光明台中学校新設事業	338608			{昭和52年度			338608	168875	83900		85833
石尾中学校増築事業	95286			{昭和53年度			95286	84916	89700		20620

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調

(単位千円)

区分	前々年度末 現在額 千円	前年度末 現在高見込額 千円	当該年度見込み				当該年度末 現在高見込額 千円
			当該年度中起債見込額 千円	当該年度償還見込額 千円	増減 千円	中 千円	
1. 普通債	1,595,205.3	1,930,560.4	1,847,014	525,923	-	-	2,062,669.5
(8) 教育	6,895,836	7,448,342	9,738,48	1,662,08	-	-	8,255,982
計	16,399,059	19,897,848	19,789,14	539,197	-	-	21,387,560

- 議長（坂上國治君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（吉岡昭男君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第49号「昭和52年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」について内容の御説明を申し上げます。まことに恐れ入りますが、本日、お手元に御配付させていただきました予算書の差しかえをお願い申し上げます。

今回の補正の内容につきましては、和泉市特別職報酬等審議会の答申に基づく特別職の給与等の補正と、非常勤嘱託員の市職員への身分切り替えに伴います報酬の補正と、一部事業費の補正が主なるものでございます。

それでは、予算書に基きまして御説明申し上げます。まず、第一条でございますが、歳入歳出総額にそれぞれ1億26万2千円を追加し、補正後の予算総額を169億3千89万7千円と定めるものでございます。

なお、補正の款項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございます。（仮称）光明台小学校並びに中学校につきましては、このほど事業費が確定いたしましたので、それに伴う補正でございます。また、緑ヶ丘小学校、石尾中学校増築事業につきましては、児童及び生徒の急増に伴う学級数不足による補正でございます。

なお、期間、限度額については、第2表のとおりでございます。

第3条は、地方債の補正でございまして、起債の限度額を変更させていただいたものでございます。内容は、第3表のとおりでございます。

以上が予算の条項でございます。

続きまして、事項別明細書について御説明申し上げます。まず、歳出の方から御説明申し上げたいと存じます。59ページでございます。まず、議会費でございますが、議会運営費といたしまして、議員報酬改定による追加として1千367万6千円を計上させていただいた次第でございます。

給務費につきましては、給務官理賃の一般管理費として、特別職の給与改定により188万5千円の追加。広報広聴費として、非常勤嘱託員の報酬等44万8千円の更正減額。また、同和対策費の隣保館賃として、740万5千円の更正減額でございます。

次に、民生費でございますが、社会福祉費50万3千円、児童福祉費142万円、ともに非常勤嘱託員の報酬等の更正減額でございます。

次に衛生費でございますが、予防衛生費といたしまして、非常勤嘱託員報酬等70万8千円の追加計上でございます。

また、商工費151万4千円、土木費274万5千円は、それぞれ非常勤嘱託員の報酬等更正減額でございます。

次に、教育費でございますが、教育総務費といたしましては、教育長の給与改定に伴い69万7千円の追加計上でございます。

次に小学校費でございますが、学校建設費といたしまして、(仮称)光明台第1小学校の用地22068m²を貢収すべく4千846万5千円を、また統いて、緑ヶ丘小学校増築事業費として、一部設計委託料等123万8千円を計上いたしたものでございます。

次に、中学校費でございますが、学校建設費といたしまして、(仮称)光明台中学校の用地27.002m²を貢収すべく5千319万4千円を、また、石尾中学校増築事業費として、一部設計委託料等118万円を計上いたしたものでございます。

また、社会教育費といたしまして、非常勤嘱託員報酬等174万6千円を更正減額いたした次第でございます。

以上が歳出予算の総額でございまして、追加1億1千604万8千円、更正減額1千578万1千円、差し引き1億26万2千円の追加計上と相なる次第でございます。

続きまして、これら歳出予算に充当いたすべく、歳入予算について御説明申し上げます。

56ページでございます。まず、国庫支出金でございますが、(仮称)光明台小学校用地貢収事業補助金といたしまして725万円を、次に諸収入といたしまして、過年度収入821万2千円を追加計上いたしました。

また、市債につきましては、(仮称)光明台小中学校用地買収事業債といたしまして、8千480万円を計上致した次第でございます。

以上、簡単でございますが、昭和52年度和泉市一般会計補正予算(第3号)の内容でございます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長(坂上國治君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 2番(天堀博君) 昨日、多少聞かせていただいたのですが、光明台小中学校の件でも一度確認をさせていただかんと内容でわかりにくい点もありますので、まず、第1点目は、総建築費がちょっと述べられておらなかつたと思います。用地費など一切入れてどれだけになるか。それから財源の内訳。これはある程度決定されていない見込みの分、今後の年度でいろいろと変わっていく分もあるうかと思いますが、その点は別として、いわゆる見込みとしてどれぐらいいになるかということ、これもひとつはつきり出していただきたいと思います。

もう一つは、緑ヶ丘小学校と石尾中学校の増築の事業費が出されておりますが、現在のところは設計委託料、ボーリング工事費というのが中心です。

そこで現在、教室が足りないという事態も起きてきているそうですが、どういう現況になつてゐるかということがまず第1点目、これは緑ヶ丘小学校、石尾中学校それについての生徒数に対する教室数、その他どういう状況かということです。

それから、それに伴つて増築の予定になつてあります。その内容。これから完成の時期。いつから使用可能になるのかということ。それから今後の見込みですが、緑ヶ丘、青葉台あたりが中心になつうかと思いますが、さらに、それ以外でいろいろ宅造がされていることがあります。そういう点も含めてどういうふうに考えておられるのか、お答え願いたいと思います。

○ 議長（坂上國治君） 答弁。

○ 教育次長（広岡史郎君） 最初に、（仮称）光明台第1小学校、（仮称）光明台中学校の事業費等でございますが、去る6月議会に補正をいただきまして今回、小学校では一部減額、中学校では一部工事等の増額ということでお願いいたしまして、補正後の限度額に用地費を加えたものが両校の最終の事業費ということでございます。

それから、昨日の御質問の校庭等の整造成費3億4千万円余はこの額の中に含まれてない、別途、公団との協議の中で進めていただく公団負担であることでございます。

それから、今回の緑ヶ丘小学校の増築工事でございますが、鉄筋2階建て 659m^2 、普通教室6教室でございます。本年5月1日現在の統計では26学級で1,048名、このうち6年生133名、3学級が来春卒業、新1年生として220名ばかり5学級ということでございます。本校は、特別教室を普通教室に転用しておりますが、なお社会増が見込まれますので、6教室の増築をお願いしたいということでございます。

それから、石尾中学校の場合でございますけれども、今回、鉄筋3階建て 527m^2 、普通教室6教室をお願いしたいということでございます。この学校の5月1日現在、34学級の1千347名、3年生10学級の415名が来春卒業、当該校区の4小学校から520名ばかり、13学級が入学するという中で、社会増を含めて6教室をお願いしたいということでございます。

それから、緑ヶ丘小学校は大変社会増の率の高い校区でございます。現時点で掌握しておりますところでは、文部省基準で普通申されております0.45を大きく上回る0.68を示しております。現在、土地を取得されて今後、その上に建設されるであろうという戸数は、500世帯を見込んでおります。現段階でこの6教室を一応増築、将来、それに見合ひように対処していきたいという中で、ピーク時も近く到来すると思いますが、その時点で空き教室を持たないような形でいかに対処するか、今後の緊急課題かと思います。

- 2番(天堀博君) ちょっと聞き漏らしたかもわかりませんが、時期は来年度ということですか。
- 教育次長(広岡史郎君) 4校の債務負担(54ページ)は、すべて来年4月1日に対処したものでございますので、工期は、来年3月15日に終了していただきたいという希望を申し述べておる次第でございます。
- 2番(天堀博君) 今後の緑ヶ丘小学校区で500世帯ぐらいふえる見込みということですが、青葉台と緑ヶ丘の団地の部分に限ってですか、そういうことですね。それ以外のあそこの校区はどういうことでしょうか。石尾中学校の場合、それ以外に大分各方面で一時のオイルショック時に比べて家がだんだん建ってくる。しかも、従前から住んでおられる方々の増改築ではなく、市外からかなり来られるわけですね。それらの面も考慮されてるかどうか。またぞ足りなくなるという結果が生まれやせんかということについてはどうお考えになつておるかということです。
- 教育次長(広岡史郎君) ただいま申し上げております500世帯につきましては、市の計画課なり建築確認申請書等の中でつかみ出した数字でございます。青葉台、緑ヶ丘小学校区内での今後発生するであろういわゆる社会増は、当然、その500戸の中に十分含まれていると解釈しておるわけで、周辺の建設等については、当該校区の中でも考えていきたいと思っております。
- 2番(天堀博君) 石尾中学校の場合などは、緑ヶ丘校区だけではなく、それ以外のものもありますね。
- 教育次長(広岡史郎君) 石尾中学校の場合は、過去ずっと経過を見てまいりますと、そう大きな社会増減は見当らないわけです。今回、特に緑ヶ丘小学校区内での社会増が著しく影響した結果、6教室の増築ということになつたわけでございます。他の校区も頻繁に開発行為は行われておりますが、その中では、そう大きな影響は及ぼさないだろうと楽観しております。
- 2番(天堀博君) その楽観しているという点が問題だらうと思います。たとえば北池田、松尾のいわゆる石尾中学校の周辺につきましては、いろいろ和泉中央丘陵開発も含めて、これはそこが開発されると本格的になつて、電車も泉北高速鉄道の延長がなるんだとなつてくれれば、その辺での学校の新設が出てくると思うんですが、それまでの問題、それがされるかどうかは現時点では不明なので、それまでの問題として、たとえばまだ確認申請が正式に出てるわけじゃないんですが、大蔵屋という東京資本が北池田高級マンションをかなり建てるという計画もされております。さらに、和泉中央丘陵の開発に伴つて、あの辺に過渡的な段階としてそういう面がかなりふえてくるんじやないかと見込まれます。さらに万町の御大師さんは付近での宅

地造成あるいは唐国石尾中学校の裏あたりの市営住宅の周辺もふえてくるんではないか。それ以外にもあります、先ほどの答弁ではかなり楽観をされてる、6教室増築で十分いけるよね。これは卒業生もありますので、ふえるばかりではありませんが、全体的にはやはり増となってくると思いますので、その辺はどうお考えなのかとお聞きしてます。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

御指摘ごもっともでございまして、石尾中学校の現況は先ほども次長からお答え申し上げましたとおり、本年5月1日現在の生徒数が1,847名、32学級でございます。青葉台、緑ヶ丘両地区の市街地開発に伴って緑ヶ丘小学校児童の増加が著しく、その中では、53年度を目指して学齢人口だけで1,437名という見込みでございまして、次年度以降、54年度には1,500名を超えるであろうことが推定されるわけでございます。その上にお説の地域の社会増、自然増が予想されるわけでございます。これらに対しても、基本的な計画を立てなきやならんということで、お説の大蔵屋の開発あるいは確認その他も出てるらしいですが、これらの総合的な考え方の上に立って、将来の展望の持てる学校として基本的に検討を加えなければならない。かよう考るものでございます。今後、十分精査して具体的な計画の上に立って教育の円滑な実施に努めてまいりたい。かよう考てます。

○ 2番（天堀博君） 私は6月議会でも質問し、その後の開発事業対策特別委員会の中でも多少触れておりますが、これは助役さんや市長さんにも聞いといいていただきたいのですが、もちろん、教育委員会が主体性を持ってやるのは当然ですが、市の行政との横のつながり、コンピューターにも入れ、開発、計画課ともいろいろ協議してやっておられるだらうとは思います。しかし、和泉市全体の開発が非常を勢いで進んでいく中で、その辺を十分掌握していかないと近い将来、新しい学校を建てていかなくてはならないことがあらわれてくるんじやないかと思うんです。建てなきやならんやろうなどは考ておられると思ひますが、その辺をもっと具体的に早く手を打つていかなければ、行政が縦割りで横のつながりがない、ばらばらになつております。開発とあわせた教育施設やその他のことでもそうですが、もつとプロジェクト的なものを市長公室あたりも中心になって考ていかないと、何年、十何年後には、それこそ学校があつちこっちは建ち、非常にアンバランスができるおる。片方の学校は非常にマンモス化し、他方はがらがら、過疎的な要素さえ出てくる現象さえ生まれるかもしれない。全体の開発とあわせてもつとよく考るなければならぬだらうと思うんです。

当面、確かに増築をされるんですが、石尾中学にしても、そういう点も含めた考慮をもつとしていかないと、それこそ、また教室が足りないということも出てくると思います。それから緑ヶ丘小学校にしても、これだけ建てれば来年度は十分やれると見ていいわけなんでしょうか。

ということは、学童保育ということいろいろな請願が出されておりまして、要望も出されていることは事実です。しかし、空き教室がないということでだめになってしまっている。現地ではやむにやまれず、数人、数十人の方が寄られて自主運営をされて大変苦労しておられる。やはりそのために空き教室をつくるんだということではなくても、その辺も十分考慮していかなければならんと思うんですが、その点はどうなんですか。社会増その他も見た上でまだ余裕が出てくるのかどうか、確認させていただきたいと思います。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

御承知のように、緑ヶ丘小学校は、オオバ、三英商事の両企業による開発でございまして、世帯数2千戸を目指しての開発町づくりでございます。すでに472戸を残して入居をさうとするわけでございます。それらの家族構成等を見ますと、33歳をピークにして、その前後の世帯主が非常に多い。家族構成を分析いたしますと、5歳児を中心にしてピークをつくって実態でございます。すなわち、当初計画いたしました学級規模、24学級でおさまると見込んだ根拠は、いずれも分譲住宅ですので、相当の壮年層の御家庭でなければ入居されることが経済的にむずかしいんじゃないかという考え方を持っていたのですが、事実は、住宅ローンの緩和に伴って非常に義務教育人口を抱えた青年層の家庭が多いということが今日、緑ヶ丘小学校の児童急増の要因でございます。

したがって、これらを根拠にしての今後の見通しですが、今回、6教室を建てて30学級とするわけでございます。もちろん、来年度はおさまります。次の年度もおさまるであろうと考えております。しかし、次の5歳児を中心としたピーク時には、この学校が1,500名近い規模になるという、現在の世帯構成上から勘案されるわけでございます。

したがって、今後建てるものは、鉄骨でいく、現在、鉄骨というと何か仮設のプレハブのようをお考えを持たれるわけですが、鉄骨は、半永久的なものでございます。これには国府補助もつけ、起債もつくりっぱな校舎でございます。したがって、30学級以降のものについても鉄骨でいいきたい。その存念は、すなわちここ6年～8年後には、この学校が800名を割る、あるいは10年後には400名近くになってしまふんじやないかということが伺えるわけです。

したがって、それらの動向を見きわめまして、30学級以後は南池田小学校等の現在の狭いの中での急増等を勘案して一部校区変更等も行う。すなわち、婦人子供服団地の入居者が南池田小学校に行っておりますが、その時点で校区変更を行ってこの学校の標準的な規模を保つてまいりたい、かよう考えまして、30学級を基本として本建築についてはおさめてまいりたい。今後の急増に対しても、鉄骨づくりで対処してまいりたい、かよう考えてあります。

○ 2番（天堀博君） 今回は鉄筋、今後30学級以上の分はいわゆるプレハブ、プレハブにも

いろいろありますが、高級プレハブでやるということですが、そういう点で、先ほど申し上げました市長あるいは公室長にもお答えを願っておきたいのは、教育委員会だけでなくやられてるだろうと思いますが、そういう形でのプロジェクト的なものまでいく、いかないは別として、十分考慮して市内での協議を深めていく、連携プレーというようなことはやっていかれるかどうか。現在やられてるとしたら、もっと充実させていくかどうかについて一言お答えを願いたいのと、最初に戻りますが、別件ですが、(仮称)光明台小中学の整造成費用は市の施行になるかどうかかもわからない。その場合は金がくるということですか。整造成費の分は、現年度予算には計上されていないということ。しかし、それ以外で出ている部分があるかどうか、たとえば債務負担行為、その他でどうなっているか。これは市の教育施設ですから、簡単な寄付というわけにはいかんでしょう。その辺が総建設費の中でどうなってるんだということをお聞きして、たとえば債務負担行為とかの形の中でも組まれて出てるかどうか。教育委員会で何でしたら、財政の方でお答え願っても結構ですが………、その2点。

- 教育次長(広岡史郎君) たびたびの御指摘でございますが、市長公室との連携プレー、過去、そういう機会を設けてその都度協議に入っておりますが、なお、充実した内容、細かいところまで審議に入って協力してやりたいということでございます。

それから、光明台第1小学校と光明台中学校の新設事業の工事内容等でございますが、今回の補正をお願いしておりますのは冒頭申し上げましたように、基本設計の中で6月議会にお願いした債務負担行為の補正減と追加補正のお願い、この中には、公団側との整造成費は含まれおりません。

その内容でございますが、校舎建築工事費と建設利息と設計委託料でございます。いずれも小学校、中学校とも、共通して細かく試算した中で更正をお願いしたいということでございます。

- 2番(天堀博君) 教育委員会の方からお答えいただいたんですが、市長、公室長なりが全体を見渡してるわけでしょう。そういう辺からは、教育委員会も含めてやっていただけると結構なんですが、よろしゅうございますね。

それと、光明台の件につきましては、私、お聞きしてるのは、もっとわかりやすく言えば、整造成費の分が公団から金がくる、公団が施行するとはともかくとして、この全体の学校建設費の中に含まれているのかどうかをお聞きしてる。たとえば建設賃料額が幾らだとなりますね。その財源内容はいろいろあるでしょう。債務負担行為もあるでしょうが、そういうものの中に含まれてるのかということをお聞きしてます。

- 教育次長(広岡史郎君) 当然、学校建設につきましては、校庭、フェンス、校門等完全整

備して開校されるわけです。今回、公団にお願いしているのは別途で掲げておりますが、実際の校舎建設工事に加えた付帯工事の中で当然挙がつてくるもんだと解釈する中で、公団で施行していただくという中で、一切、本予算の中にはその額は含まれてないと解釈していただきたいと思います。

- 議長（坂上國治君） 他に。
- 21番（直村静二君） 61ページと65ページの件です。61ページでは同和対策費の隣保館運営費の中で740万5千円減、これは何人分か。それから、65ページの第4団地建設費の中の報酬262万円の減、これは何人か。これは必要なくなつたということで減、つまりどこへ行つたのか。隣保館の分は3人ぐらい、現在、何人残つてゐるか。それから、全体の更正減と人数と総金額、これをお答え願いたい。

- 議長（坂上國治君） 答弁。
- 同和対策部長（佐原行雄君） 第1点の61ページの件ですが、隣保館関係に対処しておりましたのが従来11名、当初予算でお願いしてありましたが、5名分減額、6名が残つております。

それから、65ページの改良関係の方ですが、従来2名を張りつけておりましたが、2名とも減額していく形でございます。

なお、現在の人員の中で総合的に住宅対策関係もやつておりますので、対策関係では何ら支障がないということでございます。

- 21番（直村静二君） 更正減の2名の人はどこへ行つたんですか。隣保館も6名残つて5名減ったというが、5人はどこへ行つたんですか。
- 同和対策部長（佐原行雄君） いずれも解放センターで対処しております。
- 21番（直村静二君） 更正減の分で聞いたのは隣保館と第4団地の分ですが、他にも児童福祉その他がありますが、総額で何ぼ、人数は何人か。
- 同和対策部長（佐原行雄君） 総額から引いておりますのは13名分、1千427万3338円になります。
- 21番（直村静二君） 同和関係の非常勤関係の入件費で1千400万円減になつた。しかし、ここから解放センターの方へ何人行つてゐるのか。1人もやめずにどこへ行つてますか。全員解放センターですか。
- 同和対策部長（佐原行雄君） そうです。
- 議長（坂上國治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第49号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（坂上國治君） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は全部終了いたしましたので、閉会いたしたいと思います。

閉会に先立ち市長のあいさつを許可いたします。

（市長あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

昨日末、第1回臨時会をお願い申し上げ、多数の重要議案を御提案いたしましたところ、議員皆様方には公私とも御繁忙の折にもかかわりませず慎重御審議をいただきまして、全議案を御可決賜りましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本議会を通じ議員皆様方より御指摘いただきました御意見に対しましては十分これを尊重し市政の運営に遺憾なきを期してまいる所存でございます。議員皆様方におかれましても、市政運営についても今後、なお一層の御支援、御協力を寄せ賜りますようお願い申し上げます。

終わりに臨みまして、残暑なお厳しき折から、議員皆様方におかれましては、十分御自愛くださいますようお祈り申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、閉会に当たっての御礼のごあいさつといたします。どうも本当にありがとうございました。

（議長あいさつ）

○ 議長（坂上國治君） 一言、ごあいさつを申し上げます。

本臨時会も議員皆様方の格別なる御協力と御熱心なる審議によりまして諸議案の可決を賜りました。まことにありがとうございます。深く御礼を申し上げます。

なお、理事者各位におかれましては、本臨時会の審議を通じて指摘されました事項について十分研究、検討され、御趣旨に沿われるよう努力されんことを切望いたします。

最後に、残暑とのほか厳しい折、皆様方には御健康に御留意せられ、市政発展に一般の御尽力を賜らんことをお祈り申し上げまして、御礼の言葉といたします。長時間まことにありがとうございました。

（午前11時55分閉会）

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

和泉市議会議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員

